

令和 6 年度

合 志 市
地域防災計画書

令和 6 年 6 月
合志市防災会議

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 節	目 的	1
第 2 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務	1
第 3 節	地勢と災害の特性	3
第 4 節	その他	3
第 2 章	災害予防計画	4
第 1 節	地域防災力強化計画	4
第 2 節	災害危険区域の指定計画	5
第 3 節	土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画	8
第 4 節	風水害予防計画	9
第 5 節	火災予防計画	11
第 6 節	地震災害予防計画	12
第 7 節	防災訓練計画	18
第 8 節	自主防災組織等育成計画	19
第 9 節	災害ボランティア計画	22
第 10 節	避難行動要支援者支援計画	25
第 11 節	防災業務施設整備計画	29
第 12 節	防災関係機関等による業務継続計画	30
第 13 節	受援計画	31
第 3 章	災害応急対策計画	32
第 1 節	防災組織計画	32
第 2 節	動員計画	39
第 3 節	自衛隊派遣要請計画	44
第 4 節	民間団体活用計画	47
第 5 節	気象予警報等伝達計画	48
第 6 節	通信施設利用計画	62
第 7 節	情報収集・共有及び被害報告取扱計画	63
第 8 節	広報計画	77
第 9 節	消防計画	78
第 10 節	避難計画	79
第 11 節	災害救助法の適用計画	89
第 12 節	救出計画	90
第 13 節	医療救護計画	91
第 14 節	食糧・供給・物資等輸送計画	91
第 15 節	給水計画	93
第 16 節	生活必需品供給計画	93
第 17 節	住宅応急対策計画	95
第 18 節	建築物・宅地等応急対策計画	96
第 19 節	交通規制計画	97

第 20 節	防疫計画	9 8
第 21 節	清掃計画	9 9
第 22 節	廃棄物処理計画	1 0 0
第 23 節	文教対策計画	1 0 1
第 4 章	災害復旧計画	1 0 3
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向	1 0 3
第 2 節	公共土木施設災害復旧計画	1 0 3
第 3 節	農林水産施設災害復旧計画	1 0 4
第 4 節	その他の災害復旧計画	1 0 5
第 5 節	被災農林漁業の経営安定計画	1 0 6
第 6 節	被災中小企業振興計画	1 0 6
第 7 節	被災者自立支援対策計画	1 0 6
第 8 節	地震災害対策計画	1 0 8
第 9 節	罹災証明書発行	1 1 0
資 料 編		1 1 5
	特別警報・警報・注意報の基準等	1 1 6
	車両避難適地	1 1 9
	物資配分の要領	1 2 0
	物資輸送の要領	1 2 1
	避難情報等の判断基準・伝達について	1 2 2
	災害時の応急対策活動協力に関する計画図	1 2 7
	合志市電波伝搬調査結果	1 2 8
参 考（災害応援協定書）		別 冊
	災害協定一覧表	別 冊

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的（安全安心課）

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）（市町村地域防災計画）第 42 条の規定に基づき、合志市（以下「本市」という。）において防災に関し、各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、市土（市が占める土地）の保全・市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務（安全安心課）

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務は次のとおりとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
1	合 志 市	1. 合志市防災会議の開催とそれに関する事務 2. 防災に関する施設及び組織の整備 3. 防災に関する訓練の実施 4. 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 5. 防災思想の普及 6. 災害に関する情報の収集と市民への広報 7. 災害発生時の防護と被害拡大の防止 8. 被災者の救済措置 9. 災害時の文教対策、保健衛生 10. 緊急輸送の確保 11. 災害復旧の実施
2	熊 本 県	所掌事務についての防災対策
3	熊 本 県 警 察 (熊本北合志警察署)	1. 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整に関すること 2. 非常時における災害情報の伝達及び警察無線通話の協力 3. その他警察署の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
4	菊 池 広 域 連 合 消 防 本 部 (西 消 防 署) (桜 消 防 署)	1. 災害時における負傷者の救急及び緊急輸送 2. 気象予警報、災害情報等の伝達 3. 災害時における消防無線通話の協力 4. 避難者の誘導 5. その他防火に関する消防署の所掌事務
5	合 志 市 消 防 団	1. 情報の収集、伝達 2. 災害広報 3. 避難者の誘導 4. 被災者の救助 5. 市民の生命、身体及び財産の保護 6. 警戒区域の設定及び被害の拡大防衛 7. 関係機関との連絡調整及び応援
6	陸上自衛隊 第 8 師団 (第 4 2 即 応 機 動 連 隊)	1. 天災地変その他の災害時における災害応急対策及び復旧対策 2. 災害予防に係る情報収集、訓練等

機 関 名			事 務 又 は 業 務
7	指定地方行政機関	福岡管区気象台 熊本地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
		九州地方整備局 熊本河川国道事務所	1. 直轄河川の整備、維持、管理及び水防 2. 直轄国道の整備、維持、管理及び防災 3. 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 4. その他防災に関し、九州地方整備局の所掌事務すべきこと
8	指定公共機関及び指定地方公共機関	九州電力送配電株式会社 （大津配電事業所） （熊本西配電事業所）	1. 電力施設の保全、保安・防災対策 2. 災害時における電力供給確保
		西部ガス株式会社 （熊本供給部）	1. ガス施設の防災対策 2. 災害時におけるガス供給確保
		西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	1. 電信及び電話施設の保全対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整
		独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	1. 被災時における収容者の保護 2. 災害時における負傷者等の医療、救助
		日本郵便株式会社 （熊本北郵便局）	1. 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱による資金の融通 2. 災害時における郵便業務の確保
		熊本電気鉄道株式会社	災害時における避難者、負傷者の輸送協力
		西日本高速道路株式会社 （九州支社熊本高速道路事務所）	有料道路及び施設の防災対策
9	その他公共的機関及び団体等	菊池地域農業協同組合 （合志中央支所） （西合志中央支所）	1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物の災害応急対策についての指導 3. 被災農家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料・肥料等の確保、又はその斡旋
		合志土地改良区 西合志土地改良区	1. 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
		区長連絡協議会	地域住民への情報伝達及び防災機関への情報提供
		合志市社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動 2. その他災害応急対策の協力
		合志市民生委員児童委員協議会連合会	避難行動要支援者の避難・保護及び情報提供
		合志市商工会	1. 災害時の食糧、生活用品の提供 2. 災害復旧時の応援、協力

機 関 名			事 務 又 は 業 務
9	その他公共的機関及び団体等	合 志 市 建 設 業 協 会	災害復旧時の応援、協力
		ボ ラ ン テ ィ ア 桜 の 会	災害復旧時の応援、協力
		合 志 市 認 可 保 育 園 連 盟	災害時の乳幼児の避難・保護及び情報提供
		合 志 市 立 小 中 学 校	災害時の児童・生徒の避難・保護及び情報提供
		合 志 市 防 災 士 連 絡 協 議 会	防災士への情報伝達及び避難所運営等市への協力

第 3 節 地 勢 と 災 害 の 特 性（安全安心課）

1. 地 勢

本市は、地理的には熊本市の北東約 12 k m に位置し、阿蘇外輪山に連なる火山灰洪積台地の東西約 12km、南北約 8 km で、総面積 53.19 ㎢ となる。河川は、堀川、塩浸川、上生川、野々島川及び鶴川等小河川が流れ、また、標高 120m～150m の飯高山（123m）、群山（145m）及び弁天山（145 m）が存在する。北部は起伏が多く施設園芸や畜産などの緑豊かな農村地帯が広がる一方、南部は急激な宅地化により人口が急増し、市人口の 6 割が居住している。

2. 災害特性

本市の災害は、梅雨期の豪雨や長雨、台風による暴風等の自然災害のほか、阿蘇山の噴火に伴う降灰、火砕流等の流出等による災害が予測される。また地震は、過去熊本県内では陸域の浅い場所での発生であり、主に別府－島原地溝帯に沿った地域とその周辺（布田川－日奈久断層帯に沿う地域・立田山断層に沿う地域など）で発生しており、いずれの場合もこれら自然災害による市民の生命、身体、財産に及ぼす被害は甚大である。

第 4 節 そ の 他（安全安心課・市長公室）

1. 計画の性格

- (1) この計画は、災害対策基本法第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく災害で暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、地震、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発による災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、合志市地域防災計画として位置づける。
- (2) 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 11 条において、国及び県の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、市では、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

ア 人命の保護が最大限図られる。

イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。

ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧・復興

2. 防災計画の修正

防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）（市町村地域防災計画）第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正するものとする。

3. 防災計画の周知徹底

本計画は、市の職員、関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置するものとする。

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 地域防災力強化計画（安全安心課）

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして、合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。

1. 自 助

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平常時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。

また、災害時には早めの避難等、命を守る行動をとるとともに、近隣住民等と協力した防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の行動

ア 知識等の取得

イ 事前の確認

命を守る「マイタイムライン（防災行動計画）」の作成

ウ 事前の備え

(ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等

(イ) 自動車へのこまめな満タン給油

(2) 災害時の行動

ア 早めの避難（予防的避難含む）等自らの命を守る行動

特に河川近傍や急傾斜地崩壊危険箇所等の居住者は「早期に立退き避難」

イ 近所の避難行動要支援者等に対する避難支援

ウ 避難所運営等への協力

2. 共 助

市民は、平常時より自治会や自主防災組織・事業所等での地域活動を通じて防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感により行う防災活動「共助」により、地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、主体的に地域住民が一致団結して「地域でできることは地域で行う」ことを目標に、地域での予防・安全対策に努めるものとする。

このため、地区防災計画の策定及び修正により住民の共助を促進し地域の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練の実施と参加（市と連携した訓練等）・避難指示等の地域への情報伝達訓練

ウ 避難行動要支援者等の把握

エ 情報の収集伝達体制の整備

オ 火気使用設備器具等の点検

カ 防災用資機材等の備蓄及び管理

キ 危険箇所の点検・情報共有

(2) 災害時の活動

ア 地域内の被害状況等の情報収集・市をはじめとする防災機関への伝達

イ 出火防止・初期消火の実施

ウ 地域内における避難情報の情報伝達

エ 近隣住民の安否確認及び避難誘導

オ 避難行動要支援者等に対する避難支援

カ 救出・救護活動への協力

キ 避難所の運営

ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域防災訓練等へ積極的に参加する等、平常時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うように努める。

- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 事業所の耐震化

エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施

- (3) 食料・飲料水・生活必需品の提供、防災応急対策等業務を業とする企業等は、市との災害時応援協定の締結や防災訓練への参加等により各種防災施策の推進に協力するように努めるものとする。

4. 公共施設等災害予防

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、他市町村、関係機関等における共有を図る。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図る。

その他、市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2節 災害危険区域の指定計画（安全安心課・都市建設部）

この計画は、異常降雨等によって災害の発生するおそれのある河川や急傾斜地山腹について、行為規制等の必要な措置や危険区域巡視等の災害予防の上で必要な措置を講ずるためにその区域を指定するものである。

1. 警戒区域の設定

市長若しくはその委任を受けた市職員は、災害が発生又は発生しようとしている場合、人の生命又

は身体に対する危険防止のため、必要により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入り制限、立入禁止又は当該区域からの退去を命じることができる。

2. 重要水防河川の箇所及び区間等

番号	河川名	地 先 名	延長 (m)	予想される災害
1	上生川	合志市野々島～合志市上生 (Bランク・県知事管理区間)	右岸 1,100 左岸 1,100	溢水 (堤防高不足)
2	野々島川	合志市野々島辻～ (Cランク・県知事管理区間)	右岸 350 左岸 350	溢水 (堤防高不足)

※重要度

A ランク・・・背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設があり甚大な被害が予想される区域

B ランク・・・背後地に家屋、あるいは公共施設があり被害が予想される区域

C ランク・・・背後地に農地等があり被害が予想される区域

3. 急傾斜地山腹の崩壊危険箇所（県指定土砂災害警戒区域）

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
1	野々島（1）	407-1-001	野々島	
2	辻3	407-1-005	野々島	
3	野々島（2）	407-2-003	野々島	
4	北	407-2-015	野々島	
5	辻1	407-2-016	野々島	
6	辻2	407-2-017	野々島	
7	外園（1）	407-2-018	野々島	
8	辻4	407-2-019	野々島	
9	野々島2	407-3-005	野々島	
10	野々島4	407-3-007	野々島	
11	野々島5	407-3-008	野々島	
12	野々島6	407-3-022	野々島	
13	外園（2）	407-3-023	野々島	
14	野々島7	407-3-024	野々島	
15	中尾	407-3-025	野々島	
16	北1	407-3-026	野々島	
17	北2	407-3-027	野々島	
18	辻	407-3-028	野々島	
19	合志塚1	407-3-029	野々島	
20	合志塚2	407-3-030	野々島	
21	須屋迫上2	407-1-003	須 屋	
22	須屋	407-1-004	須 屋	
23	須屋1	407-2-021	須 屋	
24	須屋2	407-2-022	須 屋	
25	須屋3	407-2-023	須 屋	
26	弘生2	407-1-006	合 生	
27	黒松	407-2-004	合 生	
28	荻迫1	407-2-005	合 生	
29	荻迫2	407-2-006	合 生	
30	荻迫3	407-2-007	合 生	
31	荻迫4	407-2-008	合 生	

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
32	立割	407-2-009	合 生	
33	生坪 1	407-2-010	合 生	
34	中林	405-1-001	栄	
35	日平－ 1	405-1-002-1	上 庄	
36	日平－ 2	405-1-002-2	上 庄	
37	日平－ 3	405-1-002-3	上 庄	
38	日平－ 4	405-1-002-4	上 庄	
39	日向	405-1-003	竹 迫	
40	出分 1－ 1	405-1-004-1	福 原	
41	出分 1－ 2	405-1-004-2	福 原	
42	出分 2	405-1-005	福 原	
43	上生	407-2-001	上 生	
44	城	407-2-002	上 生	
45	小合志 1 (小合志)	407-2-012	合 生	
46	江良 1	407-2-013	合 生	
47	江良 2	407-2-014	合 生	
48	上生 1－ 1	407-3-001-1	上 生	
49	上生 1－ 2	407-3-001-2	上 生	
50	上生 1－ 3	407-3-001-3	上 生	
51	上生 2	407-3-002	上 生	
52	上生 3	407-3-003	上 生	
53	野々島 1	407-3-004	上 生	
54	黒松 1	407-3-009	合 生	
55	黒松 2	407-3-010	合 生	
56	黒松 3	407-3-011	合 生	
57	荻迫 1 (荻迫 5)	407-3-013	合 生	
58	荻迫 2 (荻迫 6)	407-3-014	合 生	
59	立割 2	407-3-016	合 生	
60	小合志 1－ 1	407-3-017-1	合 生	
61	小合志 1－ 2	407-3-017-2	合 生	
62	小合志 1－ 3	407-3-017-3	合 生	
63	小合志 1－ 4	407-3-017-4	合 生	
64	小合志 1－ 5	407-3-017-5	合 生	
65	小合志 2	407-3-018	合 生	
66	小合志 3	407-3-019	合 生	
67	小合志 4	407-3-020	合 生	
68	江良	407-3-021	合 生	
69	後川辺 1	k－405－0001	栄	
70	後川辺 2	k－405－0003	栄	分割有： 2 箇所
71	中林 2	k－405－0004	栄	
72	鹿水	k－405－0005	栄	
73	平島	k－405－0006	栄	
74	上庄 1	k－405－0007	上 庄	分割有： 3 箇所

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
75	上庄 2	k-405-0008	上 庄	分割有：2箇所
76	原口 1	k-405-0009-1	豊 岡	
77	原口 2	k-405-0009-2	豊 岡	
78	城山	k-405-0009-3	上 庄	
79	蛇ノ尾	k-405-0012	上 庄	分割有：2箇所
80	日向 1	k-405-0015	幾久富	
81	反野木	k-405-0018-1	幾久富・竹迫	
82	亀甲	k-405-0018-2	幾久富・竹迫	
83	居屋敷 1	k-405-0019	福 原	
84	居屋敷 2	k-405-0020	福 原	
85	出分 3	k-405-0021	福 原	
86	上古閑	k-405-0023-1	福 原	
87	出分 4	k-405-0023-2	福 原	
88	出分 5	k-405-0024	福 原	
89	日向 2	k-405-0025	幾久富・竹迫	
90	城 1	k-407-0001	上 生	
91	城 2	k-407-0002	上 生	
92	外園 (3)	k-407-0004	野々島	
93	江良 3	k-407-0008	合 生	
94	江良 4	k-407-0009	合 生	分割有：2箇所
95	辻久保	k-407-0010	合 生	分割有：2箇所
96	本村	k-407-0011	野々島	
97	辻 5	k-407-0012	野々島	
98	辻 6	k-407-0013	野々島	
99	須屋迫上 3	k-407-0015	須 屋	
100	飯高山	k-405-0017	幾久富	分割有：2箇所

※ 県HP参照

第 3 節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画（安全安心課・都市建設部）

市内における災害の危険がある「土砂災害防止法」に基づき指定された土砂災害警戒区域について、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

1. 指定土砂災害警戒区域の現況調査

毎年度の梅雨期前に土砂災害警戒区域の現況調査を行うとともに、当該指定区域内及び近隣地域に対して予警告を行い、併せて土砂災害防止対策を推進する。

なお、当該指定区域以外において土砂災害の危険性が発生した場合についても、同じ取り扱いとし、必要な措置を講ずるものとする。

2. 土砂災害に関する情報の収集と伝達並びに予報警報の発表と伝達について

第 3 章第 5 節「気象予警報等伝達計画」により速やかな情報収集と伝達を行うこととし、併せて同章第 10 節「避難計画」により避難情報等の必要な措置を講ずるものとする。

3. 土砂災害警戒区域の緊急避難場所及び避難経路等について

土砂災害警戒区域における緊急避難場所及び避難経路については、別途に各警戒区域に即した合志市総合防災マップ等を利用し、当該区域住民に周知する。併せて市が提供する各種防災情報についても広く市民に周知するものとする。

4. 土砂災害に係る避難訓練の実施について

第2章第7節「防災訓練計画」による訓練を実施するとともに、各自治会や地域単位の自主的な避難訓練の実施について活動を推進する。

5. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設及び浸水想定区域内における医療施設・社会福祉施設等の名称及び所在地

(1) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設

野々島学園

合志市野々島 2774-4

(2) 浸水想定区域内の医療施設・社会福祉施設等

連番	施設名	所在地
1	地域密着型通所介護秋桜	合志市須屋 250-1
2	高齢者向け住宅スリースマイル秋桜	合志市須屋 250-1
3	ライフサポート須屋	合志市須屋 622-3
4	デイサービスしずく	合志市須屋 297-46
5	みやの小児科	合志市幾久富 1866-513
6	ナカシマセブクリニック	合志市須屋 1415-5
7	平瀬内科医院	合志市幾久富 1909-227
8	山岡胃腸科内科	合志市幾久富 1758-145
9	播磨医院	合志市幾久富 1866-343
10	池田クリニック	合志市幾久富 1866-1332
11	合志こども園	合志市幾久富 1647-96
12	ひかり園	合志市幾久富 1909-1456-2
13	百合ヶ丘保育園	合志市須屋 494-1
14	はっぴいの園	合志市須屋 297-15
15	ぞうさんのはな保育園	合志市須屋 81-5
16	ビオシス	合志市須屋 4-6
17	プレジャーワーク	合志市須屋 4-6
18	栗	合志市幾久富 1656-100
19	チーム日本ジュニア	合志市幾久富 1758-284
20	リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT	合志市豊岡 2517-8

6. 救助に関する事項

第3章第12節「救出計画」により、必要な措置を講ずることとする。

7. 市民の早期避難対策（予防的避難の推進）

ハザードマップ等の情報に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第4節 風水害予防計画（安全安心課）

1. 防災知識普及計画

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、市・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市

民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

(1) 一般市民に対する防災知識の普及の内容

ア 市地域防災計画の概要

イ 災害予防および応急措置の概要

災害の未然防止もしくは軽減が、一般市民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (エ) 農林水産物に対する応急措置
- (オ) 非常食糧・水の準備(3日分の備蓄)
- (カ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (キ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- (ク) 防災サイレン吹鳴の意義
- (ケ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (コ) 避難先および避難方法
- (サ) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- (シ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ス) 防疫の心得および消毒方法等の要領
- (セ) 災害時の心得
- (ソ) 自動車運転者のとるべき措置

(2) 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

2. 道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれのある道路については、舗装事業等の年次計画と併せ、逐次、防災コンクリート擁壁、法面被覆などにより整備を図る。

また、排水路の不備によって交通不能となる道路の冠水箇所については、逐次、排水路等の整備を図るものとする。

3. 橋梁対策

市内の橋梁については、特に水防上危険な橋梁はないと思われるが、老朽橋を含めて、防災及び交通上の見地から、重要度及び危険度を検討勘案し、順次改築整備を図るものとする。

4. 汚水処理施設対策

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場の同水害に伴う停電に対する必要な対策を図るものとする。

5. ため池対策

豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水想定区域や避難に関する情報について、ため池ハザードマップを確認し、必要な対策を図るものとする。

6. 市民の早期避難対策(予防的避難の推進)

地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されて

いないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップ等の情報に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第5節 火災予防計画（安全安心課）

1. 消防力の充実強化

本市消防力の現状に鑑み、消防施設の整備及び人的消防力の充実を図るとともに、教養訓練の徹底により、消防力の充実強化を期す。

(1) 消防施設等の充実強化

ア 方針

- (ア) 消防ポンプ未設置の集落については、消防ポンプの設置を推進する。
- (イ) 各集落の消防施設格納庫の整備に併せ、積載車の配備を推進する。
- (ウ) 上水道の布設に伴い、消火栓の増設を推進する。
- (エ) 消防設備、機械器具、資材の性能試験を実施し、消防設備の整備を図る。

イ 計画

(ア) 消防力の現況

本市の消防力は、次表のとおりである。

消防水利の現況

(R 6. 4. 1 現在)

総計	防 火 水 槽				消火栓	その他 ※
	100 m ³ 以上	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40m ³ 未満	小 計		
1383	0	292	149	441	931	11

※その他とはプール、池とし、消防水利として利用することができる。

(イ) 本市消防団の現況 (R 6. 4. 1 現在)

団長 1 人 副団長 3 名 総員 619 人（うち女性消防団員 56 人）

階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (うち機動隊員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車
第 1 分 団	1	1	2	4	27	35	4	0	4
第 2 分 団	1	1	2	4	38	46	4	0	4
第 3 分 団	1	1	1	1	17	21	1	0	1
第 4 分 団	1	1	2	2	26	32	2	0	2
第 5 分 団	1	1	2	2	28	34	2	0	2
第 6 分 団	1	1	1	3	26	32	3	0	3
第 7 分 団	1	1	2	4	22	30	3	0	3
第 8 分 団	1	1	1	2	8	14	2	0	2
第 9 分 団	1	1	2	5	29 (6)	38	3	0	3
第 10 分 団	1	1	2	4	36 (7)	43	4	0	3
第 11 分 団	1	1	2	3	52	59	3	0	3
第 12 分 団	1	1	2	4	37	45	4	0	4
第 13 分 団	1	1	2	3	46	53	3	0	3
第 14 分 団	1	1	2	3	42	49	3	0	3
本部機動隊	1	1	1	3	78	84	2	0	2
計	15	15	26	47	512 (13)	615	43	0	42

(ウ) 消防施設強化促進計画

令和6年度から令和10年度までの5年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。

消防施設強化促進計画表

(R6年度～R10年度)

区分 \ 年度		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
小型動力ポンプ（買い換え）		2	2	2	2	2
小型動力ポンプ積載車（買い換え）		2	2	2	2	2
消防水利	防火水槽	1	1	1	1	1
	消火栓	3	3	3	3	3

(2) 団員の教養訓練

消防団員の資質の向上と、消防技術習熟のため、県消防学校が行う訓練を受講するとともに、菊池広域連合消防本部の指導による訓練や非常呼集訓練を随時実施する。

2. 消防思想の普及徹底

(1) 火災予防思想の普及徹底

本市においては、南部地域における住家等の増加がめざましく、住宅が密集化しているため大規模火災の危険度が高い状態にある。そこで、火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、火災予防対策を強力に推進しなければならない。

市民の火災予防に対する認識を高め、火災予防思想の普及向上に努めるため、例年全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動にあたり、消防署及び消防団合同での巡回広報宣伝等を行う。

また、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

(2) 自主防災体制の整備

自主防災組織、幼年消防クラブをはじめ、市民及び事業所の自主防災組織等の育成及び指導・強化に努める。

(3) 危険物製造所等の現況

ア 危険物製造所等の現況（R6.4.1現在）

製造所	貯蔵所							取扱所				総計
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
0	14	2	13	4	24	4	61	24	0	17	41	102

イ 予防措置

(ア) 工場等危険物大量取扱所

予防査察及び自衛消防施設の整備強化の促進を図る。

(イ) 危険物製造所等

消防施設を常時点検・整備しておくとともに、菊池広域連合消防本部と協同で予防査察を励行し、火災危険の排除に努めるよう指導する。

第6節 地震災害予防計画（安全安心課）

地震発生時には、火気設備器具、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。

火気器具自体の転倒、落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒、落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

1. 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため市等防災関係機関は、自らの職員及び市民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、熊本地震等の過去の災害を教訓とし、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者への対応や男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

2. 市職員に対する防災教育・防災訓練

地震災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、地震災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育及び防災訓練を実施し、職員の防災に関する知識の習得、判断力の養成及び初動対処能力の向上を図り、迅速・円滑に防災体制の確立等防災活動ができる体制づくりの推進を図るものとする。また、災害時に直ちに対応できるようにマニュアル作成に留意し、防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全員で共有できるように努める。

(1) 教育及び訓練の内容

防 災 教 育	防 災 訓 練
① 合志市の地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ② 災害対応マニュアル等の活用 ③ 非常参集の方法 ④ 地震対策等の専門的知識 ⑤ 過去の主な被害事例 ⑥ 防災関係法令の運用 ⑦ 防災システムの操作方法等 ⑧ その他必要な事項	① シェイクアウト訓練 （低く、守り、動かない） ② 電話連絡網確認訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 職員動員・参集訓練

(2) 教育及び訓練の方法

防 災 教 育	防 災 訓 練
① 講演会、研修会等の参加及び実施 ② 防災活動の手引き等印刷物の配布 ③ 見学、現地調査等の実施	① 庁舎内放送を活用して実施 ② 電話、メール等を使用して実施 ③ 自宅等から徒歩等による登庁を実施 ※いずれも定期的・不意急襲的に実施

3. 市民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

地震による人的被害を軽減する方策は、市民等の初動期行動が重要となることを踏まえ、日頃から地震発生時に対しての心構えを認識しておくよう、避難情報等の意味・内容等の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。

また、市民等の防災意識の向上を促進するため、防災に関する様々な情報を分かりやすく発信し、地震発生時に、臨機応変に避難行動をとることができるよう、防災訓練、教育などを通じて、地域住民等による危機意識の共有・リスクコミュニケーションづくりに努め、地震に対する正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 地震に関する一般的知識

イ 熊本県及び合志市の過去の地震と主な被害事例

(ア) 1723年12月 竹迫村、福原村、幾久富村、上庄村、豊岡村及び栄村 M6.5

(イ) 1889年7月 金峰山 M6.3、死者20人

(ウ) 1894年8月 旧阿蘇村 M6.3

(エ) 1895年8月 西原村 M6.3 土蔵破損400件

(オ) 1916年12月 水俣及び芦北 M6.1

(カ) 1975年1月 旧一の宮町 M6.1

(キ) 2016年4月14日 熊本地震 M6.5 (合志市震度5強)

(ク) 2016年4月16日 熊本地震 M7.3 (合志市震度6強)

※2016年の熊本地震では合志市での直接死は0人、災害関連死が7人

ウ 地震災害対策の現状

エ 平常時の心得(日頃の準備)

(ア) 住宅の点検(住宅の耐震性、ブロック塀補強等)

(イ) 屋内の整理点検(家具転倒防止等)

(ウ) 火災の防止

(エ) 応急救護

(オ) 非常食糧・水の準備(3日分の備蓄)

(カ) 非常持出品の準備

(キ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ケ) 緊急避難場所、避難所及び避難路の確認

(コ) 緊急連絡先の確認

(サ) 家族間等による安否の確認方法

(シ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ス) 避難所生活のマナーとルール

(セ) ペットを受け入れ可能な避難所

(ソ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

オ 地震発生時の心得

(ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動(自助)

命を守る行動(※シェイクアウト)

※机やテーブルの下にもぐり、低い姿勢で頭を防護(揺れがおさまるまで)

(イ) 場所別、状況別の心得

a 共通

(a) 姿勢を低く頭部を防護する。

(b) 倒壊しそうな場所から離れる。

b 屋内、デパートなど

(a) エレベーターホールや大きな柱又は壁際に避難

(b) 陳列棚の商品の落下に注意

c 屋 外

(a) 看板やブロック塀から離れる。

(b) 垂れ下がった高圧線には触らない。

(ウ) 出火及び出水防止

避難の前には、通電火災（停電が復旧し、通電した際に火災が発生する現象）を防止するため、自宅等を出る際は電気のブレーカーを落とす。併せて、ガスや水道の元栓についても閉める。

(エ) 初期消火

万が一、火災が発生したら消防署（119）に通報。消火器や水囊などを使用して初期消火（火が天井に達したら直ちに屋外に避難）

(オ) 避難の心得

a 健康な人は徒歩で避難（車の使用は渋滞防止のため避ける）

b 避難の際は、出口を確保し、靴を履いて避難する。（裸足での避難は危険）

※日頃から、避難場所及び避難経路の確認と自分に合った非常用持出セットをリュックサックやカバンなどに用意しておく。また、貴重品は携行する。

(カ) 地域住民との連携（共助）

慌てて行動せず、近隣相互に声を掛け合って避難所に避難する。特に避難行動要支援者の人の避難は地域で協力しあう。

(キ) 自動車運転者のとるべき措置

a 急ブレーキは禁物。ハンドルをしっかりと握り、ハザードランプを点灯する等して、前後の車に注意しながら徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車する。

b エンジン进行を切り、揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオ等から情報を入手する。

c 避難の必要がある場合は、車のキーは付けたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉める。

d 連絡先を見えるところに書き、車検証などの貴重品を持ち、徒歩で避難する。

(ク) 被災者の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明する。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、市の防災対策監を派遣する等して専門的な知識等について普及するとともに、防災ハンドブックや体験型学習等の訴求効果の高いものを活用するものとする。この際、報道機関等の協力を得る。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の避難行動要支援者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

ア 社会教育を通じての普及

イ 広報紙等による普及

ウ 防災訓練における普及

エ 防災対策監等の出前講座による普及

講習会の開催等を通じて、地震災害等についての認識を強化し、一般住民の各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

オ 合志市防災士連絡協議会による普及

市の防災士連絡協議会を通じて防災士による地区の行事や防災訓練等の場を活用して防災教育や各種訓練を実施し、市民の防災知識の向上と防災意識の高揚に努める。

4. 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 地震等災害発生のおそれ

エ 防災対策の現状

なお、大規模地震が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じ、指導者の資質向上を図るものとする。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、学校における消防団員等が参画した体験的又は実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に地震災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 地震災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4) 出火防止、初期消火等の任務役割

(5) 防災業務従事者の安全確保

(6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟

6. 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対して地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日 防災とボランティアの日：1月17日

7. 出火防止対策

地震火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊物による道路閉塞で消防活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と

地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火の防止を目標とする。

(1) 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の固定などの安全措置及び耐震機器等の設置促進を図るとともに、火気使用場所及び周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。また、平成 16 年改正の消防法第 9 条の 2 に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。

さらに、消防法の改正により平成 23 年 6 月 1 日から火災警報器の設置が義務化されている。

(2) 電気・ガス設備の安全対策

建築物又は電柱の倒壊等により、電線の切断や電気・ガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火又は延焼拡大の要因につながることから、一般家庭、事業所における地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。

(3) 自主管理による出火防止対策

事業所の防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあっては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

(4) 防火意識の普及対策

毎月 20 日を「防災の日」と定め、市民一人ひとりが日常生活の中で自主防火の意識を持ちその対策を実践する習慣を身につけるよう市民広報を推進し、また、関係機関及び団体等に対して働きかけを行い、連携した意識啓発の推進に努める。

8. 初期消火対策

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には断水や道路の寸断等によって消防活動に支障が生じ、被害が拡大するおそれがあり、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。また、市民の火気取り扱いに対する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進する。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、自治会や事業所等を単位とした防災研修、訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。

(2) 初期消火資機材の普及

消火器、水バケツなど初期消火資機材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。

(3) 事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上

震災時において、消防用設備等を有効活用した迅速かつ的確な初期消火及び延焼防止を行い、被害を軽減するため防災研修、訓練を強化し、自衛消防隊の防災行動力の向上に努める。

また、事業所間相互協力体制の強化を図るとともに、地域との共同体制づくりを推進する。

(4) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的な維持管理の徹底を推進する。

9. 家庭・事業所における自主防災力の向上

地震から生命・財産を守るためには、それぞれの家庭、事業所での自主防災力を向上させることが基本となる。市は、家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練についての効果的な事業・手法を検討していく。事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ、災害時に予想される被害の発生・拡大防止等の防災対策を図っていく。

家庭・事業所等の自主防災力を高めるための対策として、次のようなものが考えられる。

- (1) 家庭・事業所等での危険防止対策
 - ア 家具等の固定及び落下物の防止
 - イ 家屋等の耐震化（耐震診断、補強等）及び不燃化
 - ウ 家屋等周辺の危険個所の把握
- (2) 家庭及び事業所での備蓄
 - ア 消火器、バケツ等の消火用具及びのこぎり、バール等の救出用具
 - イ 食料・飲料水・燃料（3日分程度）、救急医療セット及び薬等の医療用品
 - ウ 衣服、毛布等の生活用品及び懐中電灯等の照明用品
 - エ ラジオ等の情報収集用品
 - オ その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、オムツ、メガネ等）
- (3) 防災知識と対処方法についての理解・習得
 - ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
 - イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
 - ウ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認及び災害用伝言ダイヤル等の利用方法
 - エ 事業所に対する事業継続計画の（BCP）策定支援
10. 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害をもたらすだけでなく、火災の発生源ともなり、被害軽減対策上、耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化対策等についての啓発を推進し、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知・啓発を図っていく。
11. ライフライン施設の耐震化対策等の推進

上下水道、電気、ガス、通信施設が地震による被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。そのため、上下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請していく。
12. 危険物施設等災害予防の推進

地震動や液状化によって危険物施設等が損傷した場合、危険物質の飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握するとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底を図る。また、自主防災組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携強化を進める。
13. 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、管理状況（転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講じていく。

第7節 防災訓練計画（安全安心課）

災害対策基本法（昭和36年法第223号）（防災義務）第48条に基づき災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施するための計画である。

1. 防災訓練の実施責務とその内容
 - (1) 市は、他の災害予防責任者（災害対策基本法47条第1項に定める災害予防責任者をいう。）と協同し、必要な防災訓練を行うものとする。
 - (2) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより参加するものとする。
 - (3) 市民その他関係団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。
 - (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、

関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

- (5) 防災訓練を円滑かつ効果的に実施するため「合志市防災訓練実行委員会」を訓練の都度設置する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2. 防災訓練の種類とその内容

(1) 総合防災訓練

ア 参加機関

市、警察、自衛隊、消防機関、その他防災関係機関、合志市議会、自主防災組織、各種団体地域住民、合志市防災士連絡協議会、各種ボランティア等

イ 内 容

災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資の輸送、消防水防活動、ライフラインの復旧、図上シミュレーション訓練等を実施するものとする。実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努める。この際、ICT（情報通信技術）を利活用に努める。

(2) 複合災害想定訓練

市は、総合防災訓練に併せ様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

(3) 個別防災訓練

ア 参加機関

市、その他の防災関係機関

イ 内 容

災害対策本部の設置、職員動員・参集訓練、情報の収集伝達、消防水防活動、災害救助等

(4) 地域防災訓練

ア 参加機関

市、消防団、自主防災組織、防災士連絡協議会、区・自治会等

イ 内 容

災害対策本部の設置、情報収集伝達、避難誘導、交通規制、消防水防活動等

(5) 自主防災組織の防災訓練

自主防災組織等は、市や消防機関の指導を受け、防災訓練の実施に努める。

内容は、情報収集伝達、救出救護、避難誘導（ペット同行避難訓練を含む）等

(6) 学校教育等での訓練

市は、学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとし、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

また、避難所への避難誘導における児童生徒等の対策として、市は、幼稚園、保育園、こども園、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第8節 自主防災組織等育成計画（安全安心課）

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚による自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指し取り組むものとする。

この計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の不通等により消防や警察などの防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想されるため、市民、市及び事業者によるそれぞれの役割に留意した自主防災組織の整備育成を促進する。

- (1) 地域住民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」「地域でできることは地域で行う」ことを目的とした地域住民による積極的な自主防災組織づくりを進める。

また、平常時から防災活動をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに女性の参画の促進にも努めるなど多様な世代が参加できるよう、防災に係る役割を自覚し、防災知識の習得を図る。

- (2) 事業者は、多数の者が利用、従事する施設また、危険物取り扱い事業所は、地震、風水害等の大規模な災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられていない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

- (3) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成・活動の活性化を図り、消防団や事業所、合志市防災士連絡協議会、団体等との連携を通じて地域が一致団結して災害時には市と自主防災組織が連絡を密に行い、自主防災組織における安否確認や避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備に努めるものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

- (1) 組織の育成指導及び強化等

市は、本計画に沿って、地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、市と自主防災組織との連絡体制の構築、組織の育成、活動の活性化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。また、防災関係機関と連携して自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

なお、市は災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通して連携体制を確保していく。

これらの取り組みの中では、特に、設立や活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の助成により組織化を促進するとともに、組織による活動促進を図るため、水害、土砂災害及び防災気象情報に関する専門家を活用し、養成講座等を通じて自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加及び活用を図る。

- (2) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている地域であること。

- (3) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア 自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動に組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

ウ 地域女性団体・青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用し、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化

(ア) 自主防災組織結成の促進（R 6. 4. 1 現在 結成数 60 団体）

連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名
1	辻区自主防災会	21	黒松区自主防災組織	41	芝原区自主防災組織
2	西須屋団地区自主防災組織	22	外園区自主防災会	42	高木区自主防災組織
3	杉並台区自主防災の会	23	東区自主防災組織	43	ポレスター光の森区自主防災組織
4	すずかけ台自衛消防団	24	北区自主防災組織	44	生坪区自主防災組織
5	泉ヶ丘区自衛消防団	25	原口区自主防災組織	45	若原区自主防災組織
6	堀川区自衛消防団	26	上庄区自主防災組織	46	ユトリック団地自主防災組織
7	小合志区自主防災組織	27	湯之端区自主防災組織	47	南陽区自主防災組織
8	南須屋区自主防災組織	28	平島区自主防災組織	48	陽光台区自主防災組織
9	武蔵野台区自主防災組織	29	須屋区自治会自主防災組織	49	横町自主防災組織
10	大池区自主防災組織	30	灰塚区自主防災組織	50	後川辺区自主防災組織
11	小池区防災班	31	栄温泉団地区自主防災組織	51	鹿水区自主防災組織
12	城区自主防災組織	32	御代志区自主防災組織	52	新開区自治会防災部
13	永江団地自主防災組織	33	油古閑区自主防災組織	53	東須屋区自主防災組織
14	上須屋区自主防災部	34	下町区自主防災組織	54	弘生区自主防災組織
15	笹原自衛消防団	35	上町区自主防災組織	55	黒石区自主防災組織
16	本村区自主防災組織	36	出分区自主防災組織	56	上生区自主防災組織
17	榎ノ本区自主防災組織	37	東大池区自主防災組織	57	みずき台区自主防災組織
18	黒石団地区自主防災組織	38	辻久保区自主防災組織	58	桜路自主防災組織
19	御領区自主防災組織	39	立割区自主防災組織	59	新栄温泉団地自治会自主防災組織
20	黒石原区自主防災組織	40	中林区自主防災組織	60	沖野台区自主防災組織

(イ) 既存組織の充実強化

必要に応じアンケート調査を実施して活動実態を把握し、その対策を図る。

(4) 事業計画の策定

組織の効率的な事業を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な事業計画を策定するものとする。

(5) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練の参加

- a 避難情報の地域への情報伝達訓練
- b 被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
- c 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- d 避難所の運営訓練
- e 消火訓練

(ウ) 情報の収集伝達体制の整備

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(カ) 危険箇所の点検・情報共有

- a 地域の見廻り
- b 地区防災マップの作成

(キ) 避難行動要支援者の把握

(ク) 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

(ケ) 緊急連絡網の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難情報の情報伝達
- (エ) 地域住民の安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における物資配布等の協力

(6) 自主防災組織と消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるとともに、研修の実施等による防災士等の防災リーダーの育成、多様な世代が参加可能な環境の整備等により消防団と自主防災組織の連携した防災活動の実施を促すものとする。

さらに、住民は地域の防災活動など自発的に参加するよう努めるとともに、女性の参画の促進にも努めるものとする。

(7) 防災士の養成

自主防災組織・自治会等の中で、非常時の際に組織の効率的な活動ができるように防災リーダーとしての防災士の講習会及び試験を近隣市町と合同で開催して防災士の養成を推進する。

(8) 地区防災計画書の作成及び策定後の検証の推進

市役所職員を派遣して自主防災組織、自治会等と連携し、各地域の現状を踏まえた地区防災計画書の作成を推進する。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。この際、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※参考：令和6年4月1日現在、83区／84地区（99％）が作成終了

（新迫、辻、城、鹿水、立割、北、弘生、平島、黒松、須屋、日向、中林、中尾、生坪、小合志、上須屋、西須屋団地、本村、上庄、小池、上生、大池、出分、江良、下町、灰塚、泉ヶ丘、黒石、合生住宅、すずかけ台、若原、二子、御領、芝原、榎ノ本、上町、武蔵野台、ユトリック団地、陽光台、西沖住宅、黒石団地、杉並台、山下団地、群、新開、栄温泉団地、永江団地、九州沖縄農研、黒石原、みずき台、外園、野付、上古閑、竹迫、新栄温泉団地、南原住宅、桜路、原口下、湯之端、横町、南須屋、東、栄住宅、東大池、堀川、東須屋、南陽、沖野台、ファーストプレイス合志、合志中央団地、笹原、桜和の丘、くぬぎヶ丘団地、御代志、新古閑、油古閑、辻久保、高木、後川辺、木原野、原口、県営住宅、ポレスター光の森）

第9節 災害ボランティア計画（健康福祉部）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。災害時のボランティア活動は、発災直後の救援活動、被災者の生活再建及び自立並びに被災地の復興を支援するものであり、支援に携わる災害ボランティア（個人・団体）は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められる。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平常時から地域住民や地域の関係団体等が、支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

ここでは、災害発生時における災害ボランティアに関すること及び平常時のボランティアに係る体制整備の取組みについて定める。

1. 地域福祉の推進

市や市社会福祉協議会は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平常時から、市民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア、社会福祉法人、企業等と連携して日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長連絡協議会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時からの連携に努めるものとする。

2. 関係機関との協働体制の構築

市や市社会福祉協議会は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関、団体等と、日頃から、連携会議の開催や訓練等を通して各機関、団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関、団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平常時から市社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. ボランティアの活動範囲

災害時におけるボランティアの協力活動は、次のとおりである。

(1) 専門分野

- ア 避難行動要支援者の介護及び看護補助
- イ 保健医療活動・救護活動及びその支援
- ウ 被災者への心理ケア
- エ 災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- オ 外国語の通訳及び外国人への情報提供
- カ 被害建築物の応急危険度判定
- キ 土木施設の被害や土砂災害防止等の諸活動を行う砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート等の諸活動
- ク その他専門知識及び技能を要する活動

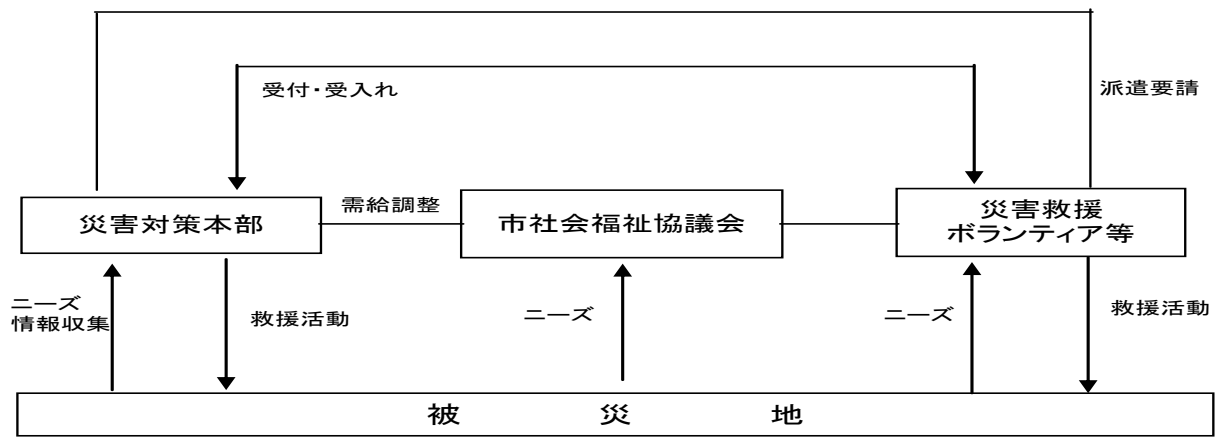
(2) 一般分野

- ア 避難所の運営支援
- イ 救援物資の仕分け・配分支援
- ウ 炊き出し、清掃その他災害救援活動
- エ その他被災地における軽作業

4. ボランティアの需給調整

災害対策本部及び市社会福祉協議会は災害発生後、被害状況に応じ県内外のボランティアを募集し、受入れを行う。また、登録されたボランティアへの斡旋を行い、次に示すフロー図に基づき需給調整を行う。

同様に日本赤十字社等に対しても協力を要請する。



5. ボランティアセンターの体制整備

(1) ボランティアセンターの編成

災害の状況により、ボランティア活動の申出が予想されるときは、市社会福祉協議会にボランティアセンターを編成（「ふれあい館」又は「老人憩の家」を予定）し、受入体制の整備を行う。また、市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

(2) ボランティアセンターの活動

- ア ボランティアの登録・斡旋等の需給調整に関すること。
- イ 災害情報等の提供に関すること。
- ウ 県・他市町村や関係機関との連絡調整に関すること。
- エ ボランティア活動拠点の提供に関すること。
- オ その他ボランティアへの支援に関すること

6. ボランティアへの支援内容

ボランティアが十分に活動できるよう、災害対策本部は市社会福祉協議会に次の内容を支援する。

- (1) 被災状況、被災者のニーズ等の情報の提供
- (2) 活動拠点等の提供
- (3) インターネット環境の提供
- (4) 緊急時の公用車、放置自転車等の使用の許可
- (5) ボランティアの健康チェック
- (6) 野営が可能な敷地（水の確保）の提供
- (7) その他ボランティア活動に必要な支援

7. ボランティア活動の活性化に向けた環境整備

- (1) ボランティアの養成・登録、体制整備
- (2) ボランティア活動に関する情報の啓発
- (3) ボランティア・コーディネーターの養成
- (4) ボランティア関係団体におけるボランティア組織設置の支援
- (5) ボランティアの活動拠点の整備

第 10 節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策について、本計画に定める。

1. 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 対象となる避難行動要支援者

対象とする避難行動要支援者とは、在宅の次の者とする。

- ア 要介護 3 以上の人
- イ 身体障害者手帳 1・2 級の人
- ウ 療育手帳 A 1 の人
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- オ 65 歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の人
- カ 指定難病医療受給証を持っている人
- キ その他、本人からの申出等により地域で配慮が必要な人

(3) 対象となる避難行動要支援者の特定

一般に、高齢者、障がい者等については、避難情報が確実に伝達（入手）されれば自力で避難できる者も相当数含まれる。

また、ハザードマップ等の活用により、避難を要する者の特定も可能となる。そのため、避難支援計画の対象者についての考え方を明確にし、重点的・優先的に進める必要がある。

対象者特定の例として、これらの組み合わせにより対象者を特定する。

- ア 介護保険の要介護 3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
 - イ 障がい程度身体障がい者（1・2 級）及び知的障がい者（療育手帳 A）の人を対象としている場合が多い。
 - ウ その他一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象としている場合が多い。
- 避難行動要支援者の特徴とされる支援、避難行動要支援者の状況を次表に示す。

避難行動要支援者の避難行動時の特徴と必要な支援

区 分	避難行動時の特徴	必要とされる支援
一人暮らし高齢者	・緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できる。	・迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	・自力で行動することが困難 ・自分の状況を伝えることが困難	・避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要である。 ・医療・介護関係者との連絡体制が必要である。
認知症高齢者	・自分で判断し、行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難である ・環境の変化による不安感等から、行動障がいが見れる場合がある。	・見守り・声かけによる避難誘導が必要である。 ・医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要である。 ・一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要である。 ・できるだけ、認知症高齢者の特性を理解した者が対応することが必要である。
視覚障がい者	・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	・市からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせる。(災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要) ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。 (避難誘導してくれる人が必要) ・避難所内の案内。(トイレ、電話などの場所の確認など)
聴覚障がい者	・音声による情報が伝わらない。 (視覚外の異変・危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができない。 ・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ・外見からは障がいのあることがわからない	・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要) ・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。また、ファクシミリの設置や常時筆記用具を確保する。
肢体不自由者	・自分の身体の安全を守ることが困難である。 ・自分で避難することが、困難である。	・家具の転倒防止など住まいの安全を確認する。 ・地域での移動支援体制づくり。(車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) ・車いす用のトイレの確保。
内部障がい者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは、障がいがあることが分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。	・医療機関との連携体制、移送手段の確保。(医療機関の支援) ・移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 ・避難所ではケアのできるスペースを確保。 ・食事制限の必要な人の確認も必要 ・薬やケア用品の確保が必要。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具や障がい者用トイレの確保が必要。

※上記は一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況などによって必要とされる支援も異なる。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時

において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体・複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(5) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

市は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努め、特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

ア 避難行動要支援者の特性を踏まえた情報伝達

災害時における緊急情報は音声（サイレン・放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮が必要となる。

- (ア) 聴覚障がい者：手話・筆談・身振り・絵・図（必要に応じてファクシミリ、携帯電話、インターネット等を利用した情報受信システムを検討する必要がある。）
- (イ) 判断能力が不十分な避難行動要支援者：平易な言葉を用いた情報伝達
- (ウ) 外国人：外国語による情報提供・絵・図

イ 機器による情報伝達

市及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

<機器の例>

- (ア) 聴覚障がい者：インターネット、携帯メール、テレビ放送（地上デジタル放送を含む。）
- (イ) 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- (ウ) 肢体不自由者：フリーハンド用機能を備えた携帯電話等

(6) 高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報の判断基準の整備と発令

市は、「避難情報の判断基準・伝達について（資料編）」及び「合志市避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報判断基準を事前に定めたいえ、災害時に発令することとし、そのための体制整備を行うこととする。

また、避難行動に時間を要する者に避難を求める場合は、自主避難の呼び掛け、避難注意情報等の情報を高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報に標準化するとともに、その周知徹底を努

めることとする。

(7) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 避難支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

さらに、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事業者等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

なお、市は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮しなければならない。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、市民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から市民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

(8) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設やホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進め、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、関係

者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

2. 個別避難計画の策定

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき自治会、町内会、民生委員、児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員、NPO等の地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。

(2) 計画策定支援

市は、地域に対して話し合いができる場の提供、自治会・町内会などを対象とした個別避難計画の策定に関する説明会の実施及び相談への対応など、地域で話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの要支援者に関する情報の集約を行う。

(3) 計画の作成

個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障害の程度の重い者等、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とし、おおむね5年程度で作成に取組むものとする。

個別避難計画には、「氏名」「住所」「連絡先」「避難支援者」「避難場所及び避難経路」「避難方法」などを記載する。

個別避難推進計画（別紙）を作成するものとする。

(4) 防災訓練の実施

迅速かつ適切な避難支援を実行するためには、平常時から地域の防災訓練に要支援者本人と避難支援者が積極的に参加し、個別避難計画に基づく避難支援の訓練を繰り返し行っていくことが重要である。また、避難支援者や避難支援者等関係者だけではなく、地域住民全体の理解と協力が必要である。

市は、地域において、多様な立場の市民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポートなどに努める。

(5) 計画の見直し

防災訓練での課題や見守り活動等で気付いた要支援者の状態の変化に対応するため、避難支援等関係者は、個別避難計画を必要に応じて更新し、最新の状態に保つよう努める。

しかしながら、個別避難計画を作成し、事前に避難支援者を特定していても、災害の規模や災害発生時間帯・曜日によっては、支援に行けない場合も考えられる。

また、災害時には、避難行動要支援者の所在が分からなくなる場合もある。

まずは、地域の人々が互いに助け合い協力できる体制づくりが必要である。

第11節 防災業務施設整備計画（総務部）

本計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

また、災害が発生し、県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援隊等の人員、資機材及び物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

【施設整備計画】防災拠点施設

市庁舎及び防災拠点施設は、関係機関等と、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図る。また、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策、非常用電源設備

及び自立分散型電源設備の整備促進を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

1. 市庁舎施設整備計画

市庁舎は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模災害発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平常時から体制等の整備をする。また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

2. 防災拠点施設整備計画

防災拠点施設は、大規模な地震等災害が発生した場合、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、その機能の確保することが重要である。このため、既存防災拠点施設の耐震性及び耐火性の確保に努め、施設管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平常時から体制等の整備をしておくものとする。

3. 防災備蓄倉庫整備計画

大規模な地震等災害が発生した場合、被災者支援を円滑に行うために、各避難所等に防災備蓄倉庫を計画的に設置していくものとする。

4. 公共・公用施設の耐震化及び液状化対策の推進

大規模な地震等災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するために、公共・公用施設の耐震化等を確保する必要があるため、耐震化及び液状化対策事業を推進する。

なお、地震防災上重要となる建築物は次のとおりである。

- (1) 指定避難所及び緊急指定避難場所
- (2) 保育園、幼稚園等
- (3) 地区集会所、公民館及びコミュニティセンター
- (4) その他の公共・公用施設

第 1 2 節 防災関係機関等による業務継続計画（安全安心課・各局局）

市、教育機関、事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用し、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた策定（改訂）支援などを行う。また、中小企業等の支援に当たっては、市及び商工会が、連携して事業継続力強化支援計画（R3.6 策定）に基づき支援する。

市の本庁はもとより災害対策本部の機能を担う出先機関においては、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

1. 組織の長が不在時の場合のその職務を代行する職員の順位
2. 職員の確保体制
3. 職員への支援体制（安否確認手法、水食料等の確保、宿泊場所の確保、子ども一時預かり、職員の心のケア等を含む。）
4. 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
5. 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）等の確保
6. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
7. 重要な行政データのバックアップ
8. 非常時優先業務の整理

第 1 3 節 受援計画（各部局）

市、防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。
平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1. 総括（共通）

(1) 応援要請の手順

(2) 受援体制

ア 受援組織の設置

イ 受援組織の構成、役割等

(3) 応援の人的・物的資源の管理体制等

2. 人的支援

(1) 受援対象業務の整理

ア 応援職員（勤務庁舎以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化

イ 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理

ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

(2) 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段及び燃料）、水、食料、宿泊場所の確保等

3. 物的支援

(1) 調達先の確認・確保、要請手順

(2) 受入れ拠点の確保（保管場所）

(3) 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制

(4) 配布方法と輸送手段

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 節 防災組織計画（安全安心課）

1. 合志市の災害対策系統

合志市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、合志市災害対策本部と合志市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

合志市防災会議構成機関

機関名		連絡先
合志市	市長（会長・災害対策本部長）	096-248-1555
	災害対策本部副本部長（副市長・教育長）	
	災害対策本部員	
合志市議会	議長（市議会災害対策支援本部長）	096-248-1111
熊本県	知事部局	096-383-1111
警察	熊本北合志警察署	096-341-0110
消防	合志市消防団	096-248-1111
	菊池広域連合消防本部	096-232-9331
指定地方行政機関	熊本地方气象台	096-352-0345
	九州地方整備局	096-382-1111
	熊本河川国道事務所防災課	096-382-1111
指定公共機関及び指定 地方公共機関	独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	096-242-1000
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-272-9215
	九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所	0800-777-9434
	九州電力送配電株式会社 大津配電事業所	0800-777-9433
	日本郵便株式会社 熊本北郵便局	096-233-5456
	西部ガス株式会社 熊本供給部	096-370-8620
	熊本電気鉄道株式会社	096-343-2526
	NEXCO 西日本九州支社 熊本高速道路事務所	0965-39-0711
その他の公共的機関	菊池地域農業協同組合 合志中央支所	096-248-1120
	菊池地域農業協同組合 西合志中央支所	096-242-1163
	合志市民生児童委員協議会	096-248-1111
	合志市社会福祉協議会	096-248-1100
	合志市商工会	096-242-0733
	合志市建設業協会	096-248-3338
	合志市区長連絡協議会	096-248-1111
	ボランティア 桜の会	096-248-1111
	合志市認可保育園連盟	096-248-1111
	合志市防災士連絡協議会	096-248-1111

(1) 防災関係機関・団体との連携強化

災害発生後の災害応急対策活動は、本市と各防災関係機関、団体が連携して実施していく。連携した活動が適切・確実に行えるよう、あらかじめ災害応急活動についての協定等の締結及び定期的な情報交換の実施について整備していく。

ア 合志市防災会議

合志市防災会議の組織及び編成は「合志市防災会議条例」等の定めるところによる。

イ 合志市災害対策本部

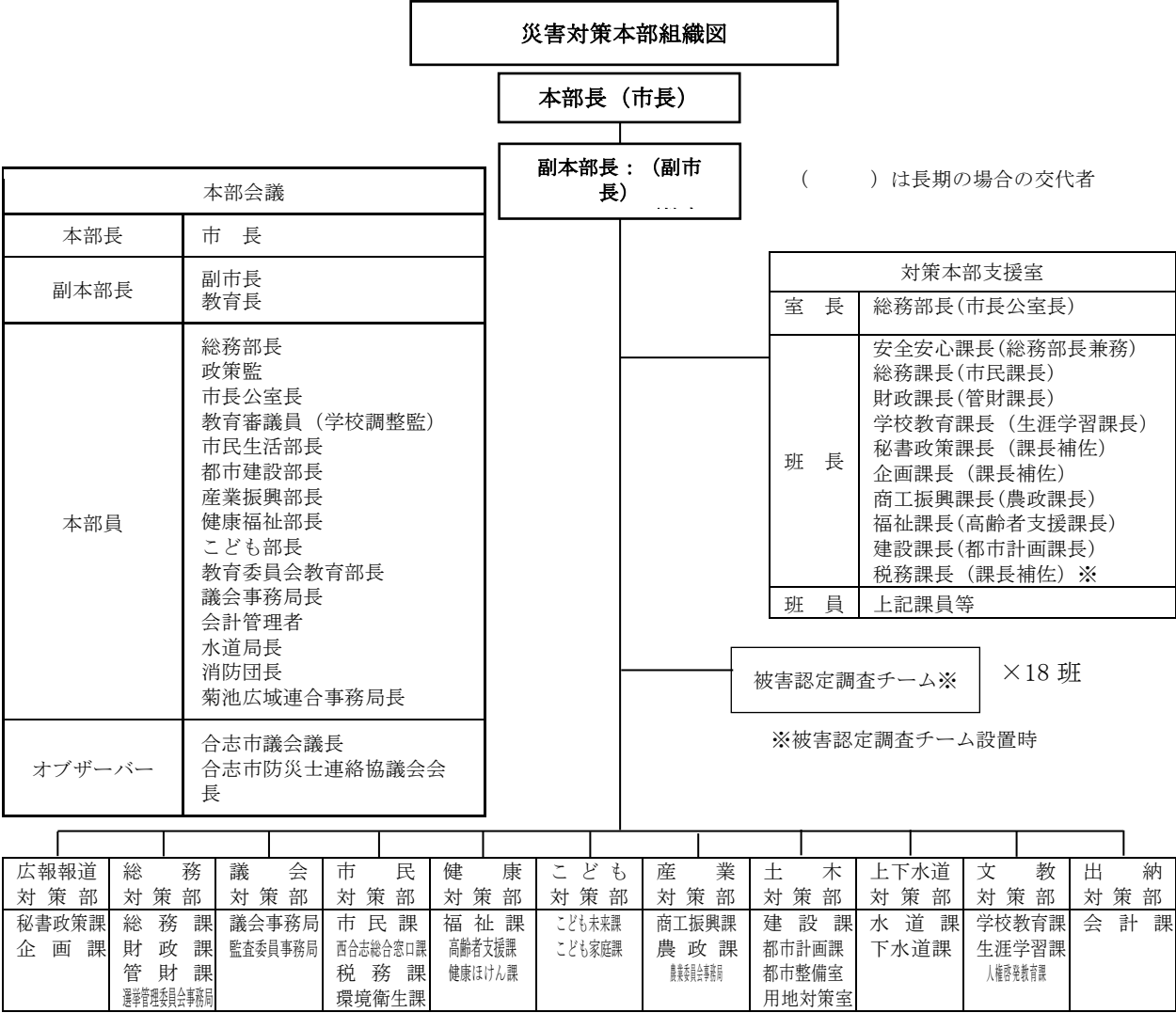
(ア) 合志市災害対策本部の組織及び編成等は、「合志市災害対策本部条例」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

なお、本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。

(イ) 災害対策本部マニュアルの作成

風水害や地震等の大規模災害が発生した際に、応急対策の陣頭指揮にあたる災害対策本部が円滑かつ適切に関連情報の収集・整理・伝達や状況判断等の措置を講じられるように作成し、必要に応じて修正する。

(ウ) 災害対策本部組織及び編成



(2) 設置基準

ア 災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。

イ 震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

ウ 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

(3) 協議事項

ア 本部会議

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

(ア) 災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項

(イ) 自衛隊の派遣要求に関する事項

(ウ) 災害救助法の発動に関する事項

(エ) その他必要な重要事項

イ 対策本部支援室

対策本部支援室の所掌事務は次のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。

(ア) 本部会議に関する事項

(イ) 災害情報の収集及び伝達に関する事項

(ウ) 被害状況等の報告及び公表に関する事項

(エ) 各課及び防災関係機関の連絡調整に関する事項

(オ) 自衛隊の派遣要請に関する事項

(カ) 災害応急措置の業務命令に関する事項

(キ) 水防、その他災害の応急対策に関する事項

(ク) 災害救助その他の民生安定に関する事項

(ケ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(コ) その他、災害の発生の防護又は拡大のための措置に関する事項

(サ) その他、本部長の指示する事項

ウ 各災害対策部の分掌事務

各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりとし、各災害対策部の分掌事務を有する部（局）長は、あらかじめ担当事務を定め所属職員に周知徹底をしておくものとする

(7) 対策本部支援室各班の主要業務

機能	班	班 長	主要業務
情報収集・伝達機能	対策本部支援室長	総務部長	1. 対策本部支援室各班の業務統制（優先すべき業務の指示） 2. 本部長に対する報告項目・時期の統制 3. 災害対策本部会議の司会・進行 4. 対策本部支援室に対する応援要請の調整 5. 本部長、副本部長行動予定表の作成調整 6. 災害対策本部の設置・廃止に関する判断・報告
	総括班	安全安心課長	1. 気象等に関する情報の収集 2. 本部会議の準備 3. 本部長の指揮命令に関する準備 4. 避難情報等 5. 消防団の招集・運用 6. 救助部隊（警察・消防・自衛隊）の派遣要請、受入準備、活動調査 7. 防災行政無線の運用 8. 災害日誌及び災害記録に関すること
	総務班	総務課長	1. 職員招集（安否確認） 2. 区長との連絡調整（情報収集） 3. 国・県等に対する応援職員の派遣要請及び受入 4. 庁内受援ニーズの把握 5. 応援職員等に対する生活環境の確保
	情報班	財政課長	1. 被害情報等の収集・分析・集計及び報告 2. 通信機能の維持・確保 3. 物資調達
	広報班	企画課長	1. 広報車等による住民への情報伝達 2. ホームページ、データ放送、SNSなどでの情報発信 3. 災害写真の撮影・収集、災害記録の収集・整理
避難所開設・運営機能	避難所支援班	学校教育課長	1. 避難所の開設・運営に関する統制・調整 2. 避難所班の運用
	援護班	福祉課長	1. 福祉避難所の開設及び調整 2. 避難行動要支援者及び高齢者福祉施設に対する情報伝達 3. 避難行動要支援者の避難及び避難誘導 4. 避難所での母子ニーズの把握
	物資輸送班	商工振興課長	1. 食料・生活必需品等のニーズの把握 2. 物資の調達・リスト管理 3. 物資（支援物資含む。）の受入・配分調整 4. 物資の倉庫管理 5. 関係機関との調整
応急対応機能	土木班	建設課長	1. 各河川の水位情報収集 2. 土砂災害発生（被害）情報の収集 3. 道路に関する被害情報の収集 4. 土砂災害発生時の応急措置 5. 道路に関する応急措置 6. 道路交通規制の実施及び警察署との連携調整
調整連絡機能	連絡調整班	秘書政策課長	1. 報道機関の取材対応 2. 国・県からの視察対応、要望書の作成 3. 本部長指示等各対策部への伝達
調査機能	被害認定調査チーム	税務課長	1. 住家被害の調査 2. 申請窓口の開設・交付

(イ) 各対策部の編成及び主要業務

対策部名	部長	担当課	分掌事項
総務対策部	総務部長	安全安心課	1. 罹災証明書の発行に関する事（住家） 2. 被災証明書の発行に関する事
		総務課	1. 対策本部支援室、各対策部の応援に関する事 2. 職員の配置、動員の調整に関する事 3. 区長との連絡調整に関する事 4. 災害対応が長期に至った場合の勤務時間の統制に関する事 5. 動員職員の食糧確保に関する事 6. 職員の安否及び被害状況に関する事 7. 応急食糧の確保及び調達に関する事 8. 災害時の飲料水の確保及び供給に関する事 9. 行方不明相談所の設置に関する事 10. 県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及びあっせん依頼に関する事 11. 災害対策従事職員（他機関からの応援者含む）の給与、その他に関する事 12. 他部に属さない事項・本部長の指示する事項に関する事
		財政課 管財課	1. 災害対策経費の取りまとめに関する事 2. 災害経費の予算措置に関する事 3. 庁舎管理に関する事 4. 普通財産及び市有施設全般（学校、市営住宅、上下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 5. 応急対策物品の購入に関する事
議会対策部	議会事務局 局長	議会事務局 監査委員事務局	1. 議会への被害状況報告に関する事 2. 合志市議会災害対策支援本部に関する事 3. 議会の災害視察に関する事 4. 避難所運営の応援に関する事 5. 他部に属さない事項・本部長の指示する事項に関する事
広報報道対策部	市長公室長	秘書政策課	1. 報道機関との連絡に関する事 2. 救助物資の集配の体制整備に関する事
		企画課	1. 避難情報その他災害の広報に関する事 2. 災害写真に関する事 3. 災害状況広報に関する事 4. 庁内ネットワークに関する事
市民対策部	市民生活部長	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	1. 避難所の調整（愛玩動物）及び運営に関する事 2. 避難所運営の応援に関する事 3. 愛玩動物の避難に関する事 4. 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関する事 5. 住家の被害認定調査に関する事 6. 防疫（消毒活動）の実施に関する事 7. 死体の収容及び安置に関する事 8. 火葬施設に係る被害調査及び施設運営の調整に関する事 9. し尿の処理に関する事 10. 災害ごみ（がれき等）の収集運搬に関する事 11. 衛生材料の供給に関する事

対策 部名	部長	担当課	分 掌 事 項
健康 対策部	健康 福祉部 長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	1. 避難所（福祉避難所）の調整及び運営に関する事 2. 避難所における健康管理に関する事 3. 被災者の栄養指導に関する事 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関する事 5. 高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童保育施設の被害調査に 関すること 6. 災害救助法に基づく諸対策に関する事 7. 医療機関及び保健医療調整本部等との連絡調整に関する事 8. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関する事 9. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に 関すること 10. 救助物資の集配の体制整備に関する事 11. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関する事
こども 対策部	こども 部 長	こども未来課 こども家庭課	1. 避難所での性的被害防止に関する事 2. 一時子供預かりに関する事 3. 避難所における母子（女性）専用スペースに関する事 4. 避難所等における妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏ま えた物資に関する事
産業 対策部	産業 振興部 長	商工振興課	1. 避難場所の調整及び運営に関する事 2. 車中避難者の把握に関する事（商工業等） 3. 商工業に係る被害の調査及び収集に関する事 4. 生活必需品の調達及び配給に関する事 5. 救援物資の輸送に関する事 6. 被害中小企業者に対する融資のあっせんに関する事 7. 罹災証明書の発行に関する事（事業所用）
		農政課 農業委員会事務局	1. 農畜産物に係る被害調査及び収集に関する事 2. 被災地の病害虫の防除に関する事 3. 被災農家に対する融資のあっせんに関する事 4. 農道及び農業用施設（ため池を含む。）の災害予防及び災害応急 対策に関する事 5. 林地、治山に係る災害予防及び災害応急対策に関する事 6. 市有林の災害予防及び災害応急対策に関する事 7. 国営菊池台地施設の被害の情報収集及び使用に関する事 8. 罹災証明書の発行に関する事（農林業に関する物）
土木 対策部	都市 建設部 長	建設課 用地対策室	1. 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 2. 土木建設用機械等の調達及び運用に関する事 3. 道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除 に関する事 4. 交通途絶時のう回路の設定に関する事 5. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に 関すること 6. 災害復旧に係る建設業協会等との連絡、調整、指示に関する事
		都市計画課 都市整備室	1. 応急仮設住宅建築に関する事 2. 災害建築資材の調達あっせんに関する事 3. 一時避難所（公園）の管理に関する事 4. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 5. 市営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事 6. 車中避難者の把握に関する事（管理駐車場） 7. 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査に 関すること

対策 部 名	部長	担当課	分 掌 事 項
上下水道対策部	水道局長	水道課	1. 災害時の飲料水の確保及び供給に関する事 2. 給水設備の保全及び応急修理に関する事 3. 災害地における送配水管の維持管理に関する事 4. 被災地域における緊急給水活動に関する事 5. 上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
		下水道課	1. 処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の運転に関する事 2. 黒石調整池の洪水調整のための流入と流出のゲート管理に関する事 3. 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
文教対策部	教育委員会教育部長	学校教育課	1. 避難所の開設・運営に関する事 2. 学校施設の被害調査及び情報収集に関する事 3. 市立学校の施設復旧に関する事 4. 応急教育施設の確保に関する事 5. 児童及び生徒の応急教育対策に関する事 6. 教材・学用品の調達・配給に関する事 7. 児童及び生徒の安全避難対策に関する事 8. 給食施設及び供給体制等の被害状況の把握に関する事 9. 児童及び生徒の保健衛生に関する事 10. 避難所（学校施設）の調整・運営及び鍵の保管に関する事
		生涯学習課 人権啓発教育課	1. 社会教育施設及び社会体育施設等の被害調査並びに情報収集に関する事 2. 社会教育団体等との連絡調整に関する事 3. 社会教育施設及び社会体育施設等の復旧に関する事 4. 文化財の被害調査に関する事 5. 避難所（社会教育施設）の調整・運営及び鍵の保管に関する事
出納対策部	会計管理者	会計課	1. 災害応急対策資材、物資等の出納に関する事 2. 義援金・見舞金の出納、保管に関する事 3. 避難所運営の応援に関する事

エ 2次災害防止体制

災害発生後には、家屋の倒壊、橋・道路の損壊、堤防・ため池の決壊、土砂災害等の2次災害が懸念される。2次災害を防止するため、住居や危険箇所の状況を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があり、建築士、砂防技術者等専門技能者による鑑定や警察、消防及び自衛隊による立入規制等を実施しなければならない。そのため、これらの者等と平素から連携を密にしておかなければならない。

オ 合志市議会災害対策支援本部

合志市災害対策本部が設置された場合において、これに協力支援が必要と認めるときは、議長を本部長とする合志市議会災害対策支援本部を設置することができる。合志市議会災害対策支援本部が設置された場合、合志市災害対策本部は、連絡を密に被害状況等の情報が共有できる体制の構築に努める。合志市議会災害対策支援本部支援活動については、合志市議会災害対策支援本部設置要綱及び合志市議会災害対応マニュアルによるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 動員計画（安全安心課）

1. 職員体制の整備

本市役所の各部課長等は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員に対して本計画に基づく活動及び体制を定め、所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2. 市役所職員の配置

(1) 災害発生のおそれのある場合

ア 関係部（局）長による配置

(イ) 災害処理に関係を有する部（局）長は、次の発表、通報若しくは指示（以下「発表等」という。）があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、第5節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報又は警報等が伝達された場合、情報収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する部（局）長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

(ロ) 災害発生のおそれがある注意報又は警報・特別警報が発表されたとき。

(ハ) その他部長が、必要と認め指示したとき。

イ 本部長（市長）による待機職員の指示等

本部長は、災害発生のおそれのある注意報又は警報・特別警報があったときは、必要に応じて関係部（局）長を招集し、情報を検討して待機職員の指示その他応急措置を講ずる。

災害発生のおそれのある主な注意報又は警報・特別警報

注 意 報	警 報	特別警報
風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報
強風注意報	暴風警報	暴風特別警報
大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報
大雪注意報	大雪警報	大雪特別警報
洪水注意報	洪水警報	

(2) 災害発生時における配置

ア 災害関係部（局）長は、災害が発生した際には、本計画に基づき所属職員の全部又は一部を指揮監督して応急措置に従事し、本部長（市長）の命を受けて活動するものとする。

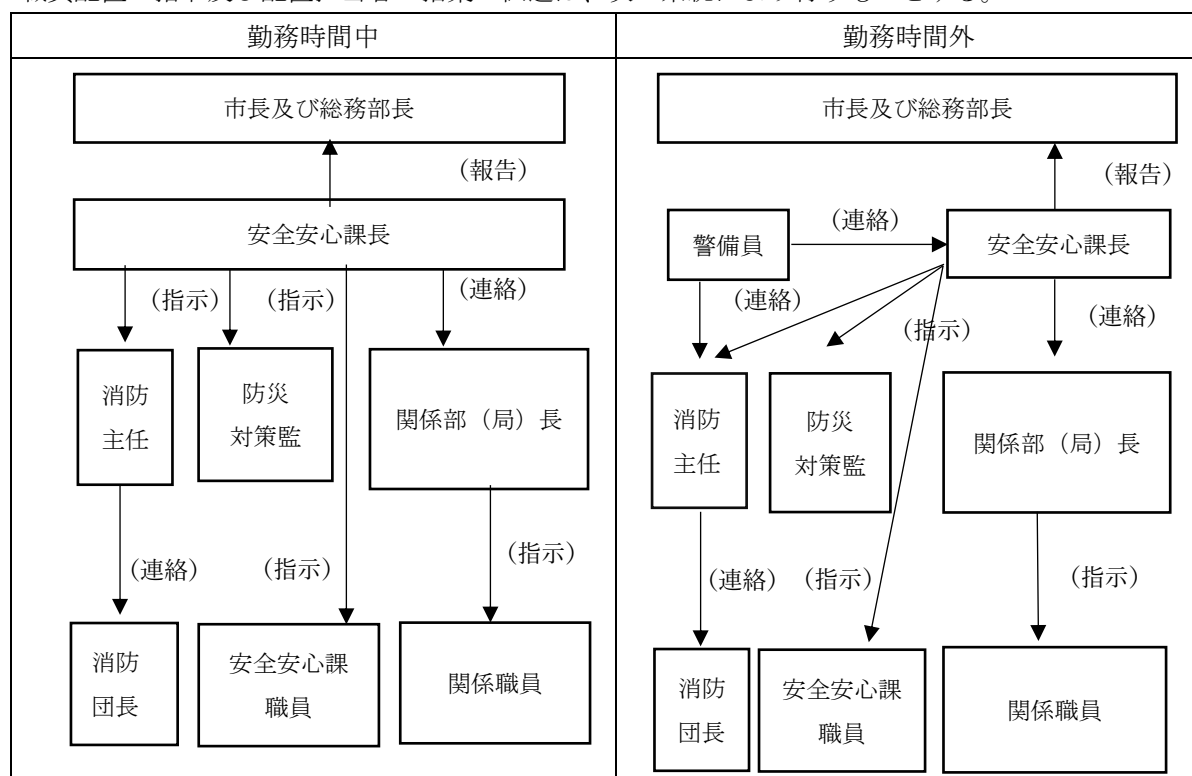
イ 職員は災害が発生した際には、進んで所属上司と連絡をとり、又は自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

ウ 地震の場合は、地震の震度別に定め、関係する職員は、自主的に災害応急措置に従事するものとする。このため、災害処理に関係を有する部（局）長は、年度ごとに職員動員計画表を整備して応急措置に関する所属職員の担当事務をあらかじめ定め職員に周知徹底しておくものとする。

(3) 職員の招集

【配置指令の伝達】

職員配置の指令及び配置担当者の招集の伝達は、次の系統により行うものとする。



(4) 配置解除

災害応急措置等の配置体制は、次の場合解除するものとする。

- ア 災害発生のおそれがある注意報及び警報等が解除されたとき。
- イ 本部長（市長）が、被害発生危険性が去ったと認めたとき。
- ウ 被害の不拡大が確認され、復旧作業が軌道に乗ったとき。
- エ その他本部長（市長）が、必要に応じ解除の指示をしたとき。

3. 市職員の配置基準及び応援

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における市職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 災害対策本部設置前の情報収集体制

ア 情報連絡室

(ア) 設置目的

被害情報等収集並びに市民・職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。

(イ) 設置基準

気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報または自主避難所を開設した場合、震度4または長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。

この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、②③及び④は動員しない。

(ウ) 組織及び主要業務

長	編 成		人員	主要業務
安全安心課長	①情報連絡班	※安全安心課	2	・情報の収集
		都市建設部水道局	2	・関係職員への連絡 ・警戒本部設置準備 ・軽易な応急対応
	②市民対応班	総務課	1	・電話対応
	③自主避難所開設・運営班	生涯学習課	1	・避難所班の統括
	④避難所班	動員計画	3	・避難所開設・運営

※現場での調整、作業等を必要とする場合は、市長の指示により職員を増員し業務に当たるものとする。

イ 災害警戒本部

(ア) 設置目的

高齢者等避難発令及び避難指示の為に必要な情報収集並びに災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。

(イ) 設置基準

気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨**警戒**、洪水警戒**含む**）が発表された場合、震度5弱以上を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。

この際、必要な班を示し動員する。

(ウ) 組織及び主要業務

長	編 成		人員	主要業務
総務部長	①総括班 安全安心課長	安全安心課	2	・警戒本部業務の統括 ・対策本部設置準備 ・高齢者等避難発令 ・避難所開設見積 ・防災関係機関との情報交換
		必要により安全安心課OB	2	
	②総務班 総務課長	総務課 会計課 選挙管理委員会 監査委員事務局	3	・職員招集（職員安否含む） ・区長との連絡（情報収集） ・受援見積
		市民課 税務課 環境衛生課	2	
	③情報班 財政課長	財政課 管財課	2	・通信機能の確保 ・被害情報等の収集、分析・集計及び報告 ・物資調達
	④広報班 企画課長	企画課	2	・市民への周知、情報発信 ・市営バス交通規制
	⑤避難所支援班 学校教育課長	学校教育課 生涯学習課	2	・避難所（調整）運営支援 ・避難所班の統括
	⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	2	・福祉避難所との調整 ・避難行動要支援者への措置
			1	・避難所での救護・巡回
		こども未来課 こども家庭課	1	・避難所での母子等のニーズの把握

長	編 成		人員	主要業務
総務部長	⑦土木班 建設課長	農政課	1	・災害応急措置 人員不足の場合、市長からの指示により職員を増員
		建設課	2	
		都市計画課	1	
		都市整備室	1	
		下水道課	1	
		水道課	1	
	⑧物資輸送班 商工振興課長	商工振興課 農業委員会事務局	2	・救援物資の輸送 ・協定業者・協会への応援要請
	⑨連絡調整班 秘書政策課長	秘書政策課	1	・報道機関との連絡調整

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

【配置体制の基準】

区 分	配 置 期 間	配 置 内 容
各対策部 第3警戒 体制	ア. 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要がある場合。 イ. その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。	全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。 職員の配置については、次表のとおりとする。

(3) 地震の場合の配置体制

市内で配置基準の震度の地震が発生した場合、又は、地震発生の可能性の高まりについて情報が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じ関係部（局）長を招集し、情報を検討の上、次の職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。ただし、災害状況により、その他関係部（局）の職員を配置する。配置基準及び配置体制は次表のとおり。

区 分	配 置 基 準	配 置 内 容
情報連絡室 (第1警戒体制)	市内で震度4または長周期地震動階級3以上の地震が発生したとき。 又は地震発生の可能性の高まりについての情報（南海トラフ地震臨時情報：安全安心課対応）が発表され、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。 「部長職以上」「安全安心課2名、都市建設部・水道局、産業振興部2名」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制	地震情報伝達及び被害情報の収集を行う体制とする。 市長は、収集した情報等を勘案し、必要により災害警戒本部を設置し、災害応急措置の実施に当たる。
災害警戒本部 (第2警戒体制)	市内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき。 又は長周期地震動階級3が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。 「課長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制	地震情報伝達及び被害情報の収集、状況に応じ、それぞれの災害応急活動及び避難誘導が協力的に推進できる体制とする。 市長は、必要により災害対策本部（本部支援室は要員をもって設置）を設置し、（本部員は本部会議室に招致）各対策部における所掌事務の実施に当たる。

区 分	配 置 基 準	配 置 内 容
各対策部 (第3警戒体制)	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。又は長周期地震動階級4が発表された場合、必要に応じ、本部長が当該配置を指示したとき。「全職員参集」	全職員により、状況に応じてそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。 ※災害対策本部設置は第2警戒体制に準じる。

(4) 指定避難所の点検

震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を観測した場合、各避難所を点検し開設の有無を判断する。

ア 時間外

各避難所担当職員（鍵保持職員）は別命なく避難所を点検し災害警戒本部総括班（災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部支援室総括班）に異常の有無を報告する。

イ 時間内

避難所支援班（災害警戒本部が設置されていない場合は教育委員会教育部）は施設管理者を通じ、避難所の異常の有無を確認する。

(5) 自主避難所の開設

気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度5弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに運営にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。）

ア 自主避難所の開設における配置職員については、開設決定した避難所に対し、担当する各部局等の担当職員を動員して配置する。

イ 担当職員は、避難所施設の鍵を掌握する。

ウ 避難所担当職員は、施設の開・施錠、照明、空調等に対処し、災害弱者の特性に可能な限り配慮する。

エ 予備鍵は教育委員会教育部で保管する。

(6) 職員の応援

ア 市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めたときは、各部（局）に所属する職員を、他の部（局）等に派遣することを指示するものとする。

イ 災害対策基本法第68条に規定する市長の知事に対する応援の要求等は、下記の様式により熊本県県北広域本部を経由して行うものとする。

「様式」

区 分	記載事項	区 分	記載事項
就 労（勤 務）場 所		資 機（器）材 の 種 類	
作 業 内 容		資 機（器）材 の 数 量	
就 労（勤 務）条 件		資 機（器）材 の 応 援 期 間	
職 種 ・ 男 女 の 別		そ の 他	
就 労（勤 務）期 間			

(7) 被災市町村等への職員派遣

市は、他市町村で大規模な災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

第3節 自衛隊派遣要請計画（安全安心課）

1. 災害派遣要請基準

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定に基づき災害派遣要求を行うものとする。（災害対策基本法第68条の2）
- (2) 市長は、緊急避難、人命救助等の場合で事態が緊迫し、知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができない時は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。
- (3) 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2. 災害派遣依頼の手続等

(1) 要請・受入れの窓口

自衛隊の派遣依頼及び受入れに関しては、市長（災害対策本部長）の指示（災害対策本部会議）により総務部長（対策本部支援室総括班）が統括して行う。

(2) 派遣要請依頼手続き

ア 市長は、知事に対して災害派遣を要求するときは、総務部長に命じ、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災無線又は電話等で要求し、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 提出（連絡）先

県危機管理防災課

(イ) 提出部数

1部

(ウ) 記載事項

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

イ 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連 絡 窓 口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線 3260 又は 3234
	師団運用室	夜間 内線 3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	0956-23-7111
	運用作業室	夜間 内線 3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線 2343
	司令部当直	夜間 内線 5011
熊本県庁	危機管理防災課	096-333-2115（防災センター096-213-1000）
熊本航空事務所	航空管制情報官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 三角海上保安部	警備 救難課	096-452-4999

(3) 災害派遣部隊の受入措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務部長に命じ、次のとおり部隊の受入措置を行う。

ア 準備

- (ア) 応援を求める作業内容、所要人員、その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機（器）材等の確保・調達に努める。
- (イ) 派遣部隊の宿泊所、車両、資機（器）材等の保管場所の確保及びその受入れのため必要な措置及び準備を行う。
- (ウ) 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 受入れ

- (ア) 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整の上、必要な措置をとる。
- (イ) 市長は、派遣された部隊に対し、次の施設を設置するものとする。
本部事務室、宿舍、材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）

ヘリコプター発着場

機 種	昼 間	夜 間
小型（2人乗り）	直径 30m	直径 45m
中型（10人乗り）	直径 50m	直径 75m
大型（20人乗り）	50m×75m	75m×100m
大型（40人乗り）	100m×100m	100m×100m

ウ 県への報告

派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を県（危機管理防災課）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業等の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

エ 派遣部隊の撤収要請依頼

派遣部隊の撤収要請依頼は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を依頼する。ただし、文書による依頼に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

オ 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し負担割合を定める。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (エ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

3. 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、次の表のとおりとする。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者等の搜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等の搜索・救出・救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力 林野火災等に対し、航空機による消火
道路又は水路等の交通路上の障害物	施設の損壊又は障害物のある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫（薬剤等は県又は市が準備） 医療・応急救護
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合 炊飯については、炊事車による炊飯（温食） 給水活動については、水タンク車、水トレーラーによる給水
宿泊の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
入浴の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による（ただし、譲与は、県、市、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命及び身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

4. ヘリコプター離着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を実施するためのヘリコプター離着予定地は、次のとおりとする。

番号	発着予定地名	所 在 地	予定地面積	備 考
1	合志地区防災広場 ※状況により西日本産業芝生畑	合志市竹迫 2154-1	4,619 m ²	3.1.24 発着の実績あり
2	合志中学校グラウンド	合志市豊岡 955	22,210 m ²	
3	合志南小学校グラウンド	合志市豊岡 2224-29	10,394 m ²	ナイター施設
4	南ヶ丘小学校グラウンド	合志市幾久富 1909-101	10,200 m ²	
5	西合志中学校グラウンド	合志市野々島 4393-1	17,957 m ²	
6	合志市中央運動公園	合志市野々島 5500	8,800 m ²	ナイター施設
7	須屋市民センターグラウンド	合志市須屋 1400	4,160 m ²	
8	西合志南中学校グラウンド	合志市須屋 2956	24,659 m ²	

番号	発着予定地名	所在地	予定地面積	備考
9	合生グラウンド	合志市合生 1261-6	3,200 m ²	ナイター施設
10	西合志南小学校グラウンド	合志市須屋 1873	11,828 m ²	ナイター施設
11	合志市ひまわり公園	合志市御代志 1661-21	6,400 m ²	

5. 各自衛隊の担任区分

自衛隊別		担当地域
陸上自衛隊 第8師団	第42即応機動連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、阿蘇郡、玉名郡(宇城市、美里町、山都町(を含む。))以北)
陸上自衛隊 西部方面隊	西部方面特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草郡、八代郡、球磨郡、芦北郡(上天草市、氷川町、八代市(を含む。))以南)
海上自衛隊佐世保地方隊		熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊本県全域

6. 第8師団の保有器材

種類	数量	備考
小型ドーザー	20台	積載人員 20人／隻 1時間：700リットルの給水可能 1時間：100人／セット入浴可能
バケットローダー	5台	
渡河ボート	12隻	
浄水セット	4セット	
入浴セット	2セット	1台で同時200人分炊事可能 指揮・連絡・偵察・輸送等
ダンプ	約75台	
中型トラック	約160台	
大型トラック	約220台	
炊事車1号	約50台	
中型ヘリコプター	6機	
1t水トレーラー	約50台	

第4節 民間団体活用計画（各部局）

1. 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見したときの市災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助・救援活動
- (3) 避難所の運営協力
- (4) 被災者に対する炊出し
- (5) 救助物資の配分等の業務
- (6) 被害状況の調査補助業務
- (7) 被災地域内の秩序維持活動
- (8) 公共施設の応急復旧作業活動
- (9) 応急仮設住宅の建設業務
- (10) 生活必需品の調達業務
- (11) その他災害応急対策業務への応援協力

2. 受援計画

市は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。さらに、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑に応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

3. 応援・受援体制の整備

市は、国が作成した「災害時受援ガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。また、策定にあたっては、次の各項目を満たすよう留意する。

なお、平常時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 応援要請の手順
- (2) 人的支援の受け入れ
- (3) 物的支援の受け入れ
- (4) ボランティアとの連携・受け入れ

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4. 応急対策活動の円滑化

災害時の応急対策活動協力に関する計画図 資料編P127参照

第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課）

本計画は、災害発生のおそれのある気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、市町村、関係機関及び市民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めて適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、特別警報、警報、注意報、気象情報、津波予報、地震及び津波に関する情報、火災気象通報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、県が行う水防に関する情報及び土砂災害に関する情報の定義は、次の定めるところによる。

(1) 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

※「(エ) 特別警報、警報・注意報の地域細分発表」参照

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による 激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」（土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布）や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が切迫しているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要となる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
警 報	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合
	波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的な基準は資料編参照
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的な基準は資料編参照
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速10m/s以上になると予想される場合
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合
	波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照
	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ100cm以上で、1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 冬期：平地で最低気温が－5℃以下になると予想される場合 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。1km格子毎に土壌雨量指数基準を決めて、市内における最も低い土壌雨量指数基準のみを示している。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能。

(ア) 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

(イ) 特別警報、警報及び注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報及び注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(ウ) 特別警報、警報及び注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。

(い つ) 警戒又は注意すべき期間……具体的に示す

(どこで) 警戒又は注意すべき地域……現象の中心になると予想される地域

(何 が) 警戒又は注意すべき気象現象等……量的な予想値要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

(エ) 特別警報、警報・注意報の地域細分発表

警戒又は注意を要する区域を指定して警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分表」のとおりである。

「熊本県予報区域細分表」

警報・注意報については、対象地域をわかりやすくするため、市町村ごとに発表する。

この場合の地域および名称は次のとおりである。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、次のようなものがある。

ア 熊本県気象情報

- (ア) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報・警報・注意報等を未だ行わずに済まない場合などに予告的な情報を発表する。

線状の降水帯により非常に激しい雨が予想され場合は、概ね半日前から6時間前までに「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけを行う（本計画では「線状降水帯発生予測情報」と称する）。

- (イ) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して特別警報・津波警報・津波注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報等を補完するための補完的な情報を発表する。

線状の降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況が確認された場合、「線状降水帯」というキーワードを使って情報を発表する（「顕著な大雨に関する気象情報」）。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

- イ 記録的短時間大雨情報大雨警報発表中に、キキクルの「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測もしくは解析した場合に発表される。

- ウ 早期注意情報（警報級の可能性）警報級の現象が5日先までに予想されるとき、その可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。

- エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）があり、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして気象庁ホームページに示される。

- (ア) 「災害切迫」（黒）：警戒レベル5に相当
 (イ) 「危険」（紫）：警戒レベル4に相当
 (ウ) 「警戒」（赤）：警戒レベル3に相当
 (エ) 「注意」（黄）：警戒レベル2に相当

(3) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震 源・震 度 情報	震度 1 以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計 震度 分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 1 0 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ マグニチュード 7.0 以上、都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 3 0 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

(4) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報提供する。

なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警

報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を観測することにより、地震による強い地震が来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(5) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(6) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(7) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報（洪水注意報） （警報レベル2相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位が更に上昇することが予想されるとき発表する。
氾濫警戒情報（洪水警報） （警報レベル3相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
氾濫危険情報（洪水警報） （警報レベル4相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき発表する。
氾濫発生情報（洪水警報） （警報レベル5相当情報〔洪水〕）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

ア 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差しえないが、水防活動はやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。

種 類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、又は、水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し更に上昇するおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害が生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し更に上昇し氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳 重 警 戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し更に上昇し氾濫するおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

イ 知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
堀 川	須 屋	左 岸 合志市須屋字畠田 49 番 2 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで
		右 岸 合志市須屋字川添 598 番 4 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで

ウ 水防警報対象量水標の設定水位

観測データ（須屋観測所）

氾濫危険水位 (レベル4水位)	4.95m	洪水により氾濫の起こるおそれがある水位
避難判断水位 (レベル3水位)	4.51m	避難等の判断の目安となる水位
氾濫注意水位 (レベル2水位)	3.13m	水防活動を行う指標となる水位で、消防団が出動する水位
水防団待機水位 (レベル1水位)	1.74m	消防団が出動のために待機する水位

(9) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(10) 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、土石流危険渓流や急傾斜崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜崩壊（がけ崩れ）のおそれが予想される場合、県が任意で発する土砂災害発生の危険度に関する情報（土砂災害危険度情報）である。

(11) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき熊本県と熊本地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

2. 予警報伝達責任者

注意報および警報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するために、次のとおり予警報伝達者を定めておくものとする。

安全安心課員……………1名

3. 県広域本部からの伝達系統（菊池地方災害対策要綱及び熊本県地域防災計画資料編より抜粋）

（気象予警報等の伝達系統）

- (1) 危機管理防災課長から伝達を受けた注意報及び警報等（霜注意報及び低温注意報を除く。）については、振興課長が必要に応じ各部長に伝達する。
- (2) 農業技術課長から伝達を受けた霜注意及び低温注意報については、農林水産部農業普及・振興課長が直ちに市町及び関係機関の長に伝達するものとする。
- (3) 河川課長から伝達を受けた指示事項については、土木部維持管理課長が市町長その他の関係機関の長に伝達するものとする。

4. 予警報等の伝達系統

【気象予警報の伝達系統】

特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。

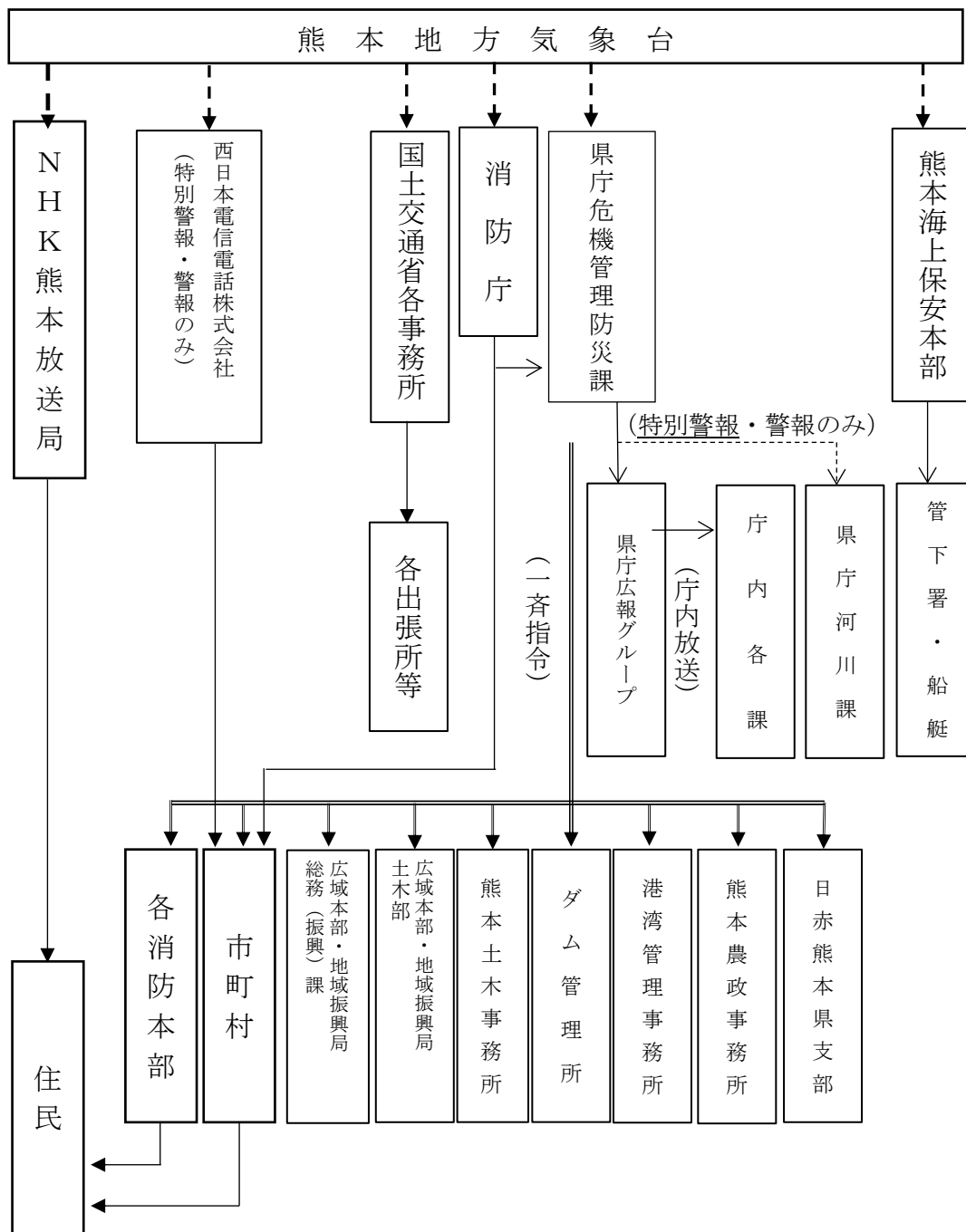
ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

次の種類の注意報および警報は、下記伝達系統図による。

- (1) 特別警報……暴風、暴風雪、大雨、大雪
- (2) 警 報………暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
- (3) 注意報………風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ

気象予警報等の伝達系統

1. 特別警報・警報、注意報の伝達系統



(注) (1) 県北広域本部及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行う。

(2) ——— は庁内電話

===== は防災情報ネットワーク

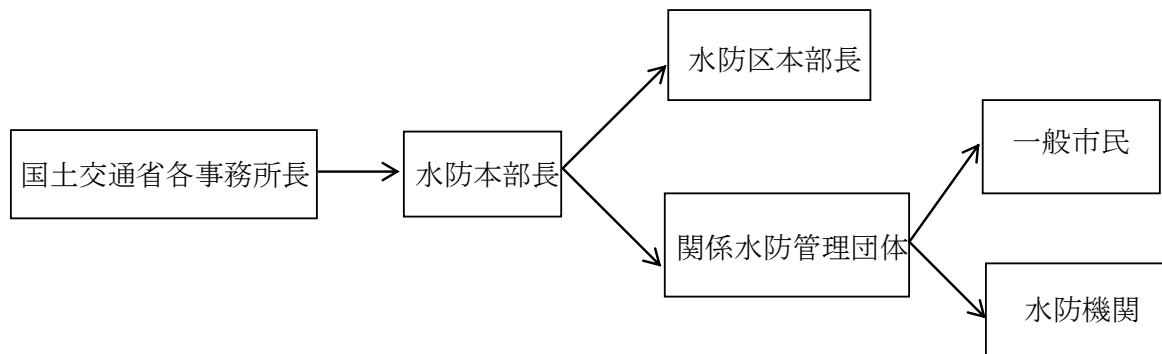
- - - - - は法定伝達先

----- は防災行政無線

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

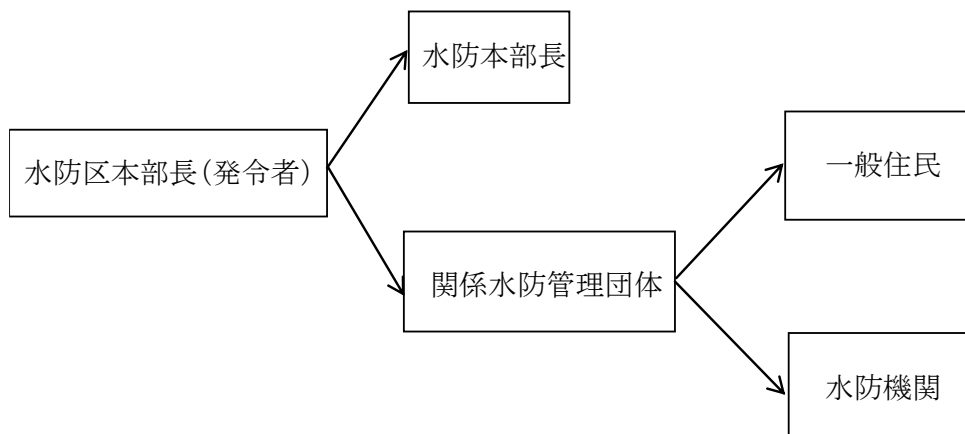
2 水防警報の伝達系統

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

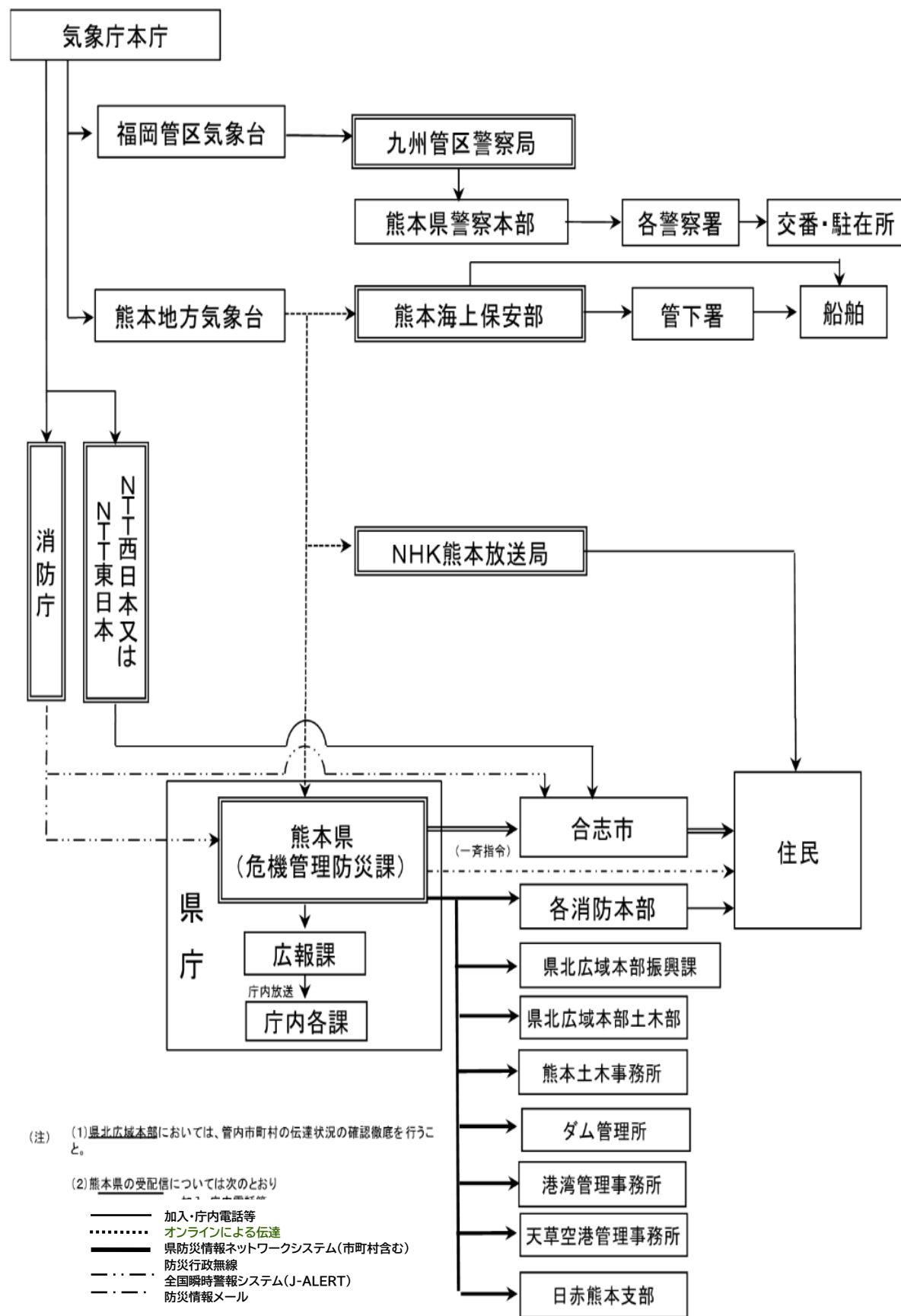


(注) 国土交通省各事務所長とは、熊本河川国道事務所長(白川水系、緑川水系)、菊池川河川事務所長(菊池川水系)及び八代河川国道事務所長(球磨川水系)をいう。

(2) 知事が行う水防警報



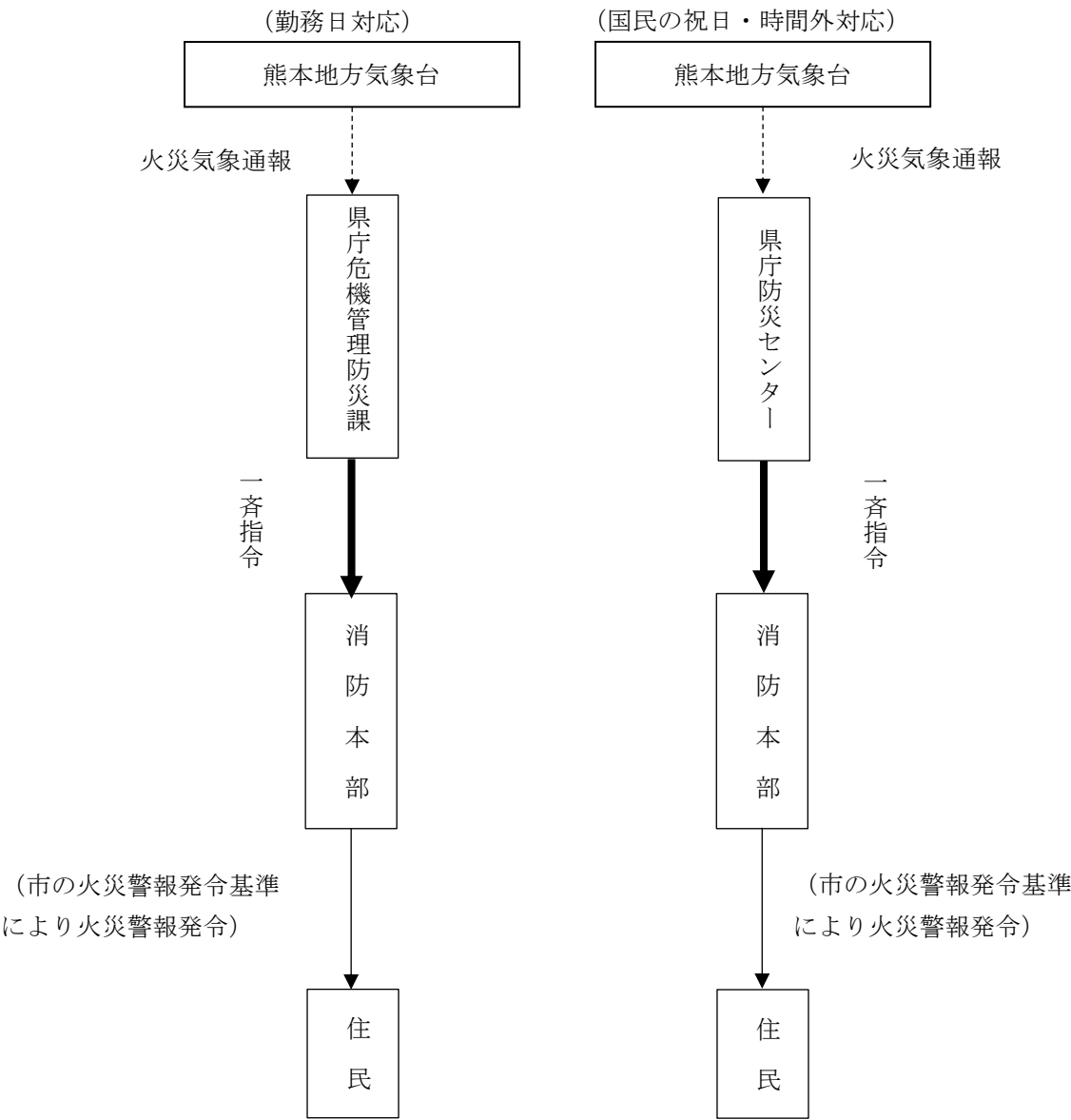
3. 地震に関する情報の伝達系統



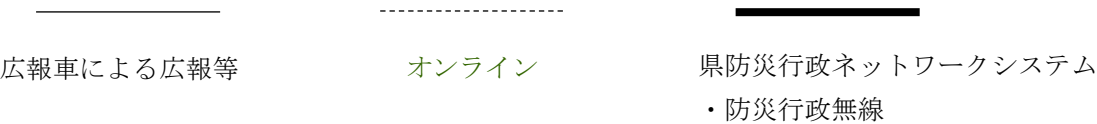
4. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速かつ確実に伝達する。

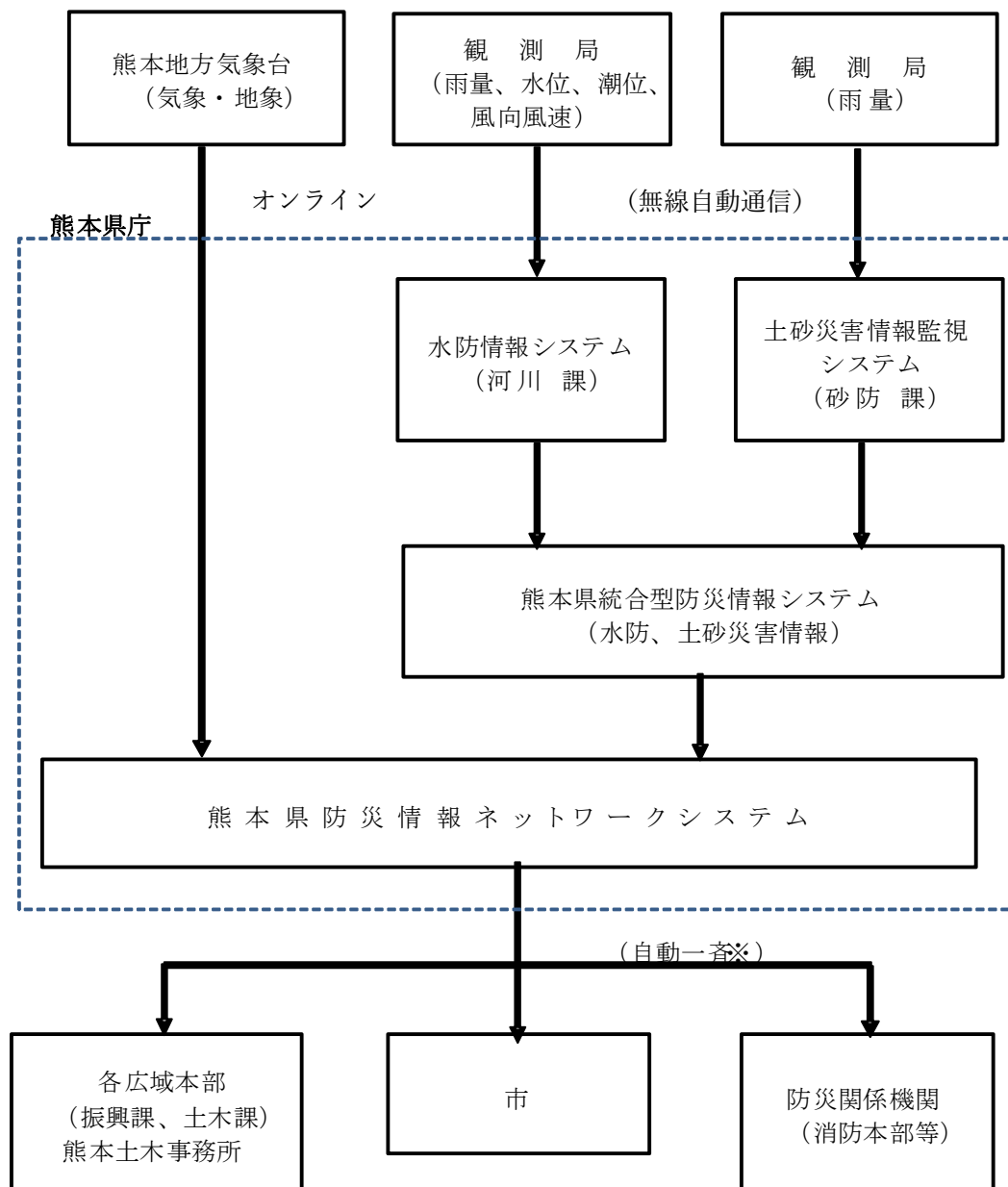
ただし、火災警報は市長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



(注)



5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

第6節 通信施設利用計画（安全安心課・市長公室）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは災害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は次により行うものとする。

1. 災害通信の手段

(1) 災害通信の方法

災害予警報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は、次に掲げる通信手段により速やかに行う。

- ア 一般加入電話
- イ 市防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 県防災行政無線
- オ 非常無線通信協議会所属会員の無線
- カ 電報
- キ 携帯電話メールサービス
- ク 移動通信系の活用

(2) 通信途絶時における措置

通信施設（主として普通加入電話）が使用不能若しくは使用困難なときは、防災行政無線を活用し、更に一般への伝達は、市の広報車及び防災行政無線を利用し、その他必要な指揮命令、広報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

(3) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合優先順位は、大体次の順位が考えられる。

- ア 市民に対する避難情報人命に関する事項の通信
- イ 応急措置の実施に必要な通信
- ウ 災害警報、災害予報等の通信
- エ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項等の通信

2. 防災行政無線の運用

- (1) 孤立集落との連絡確保のため市長は、市防災行政無線を整備し、災害時における円滑な運用を行うものとする。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、安全安心課で使用統制をする。
- (3) 市長は、災害時（注意体制以上）においては、無線従事者の配置状況及び無線機器の状況を県庁危機管理防災課（無線管理室）へ報告するものとする。

3. 臨時災害放送局の運用

- (1) 市は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合にその被害の軽減に役立つよう、臨時かつ一時的にFM放送局を開設する。
- (2) 電波伝搬調査（エリア調査）
市役所庁舎屋上に送信場所を決定し、電波伝搬調査を実施する。
合志市電波伝搬調査結果 資料編P144 参照

第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画（各部局）

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告及び災害応急措置に要した経費に関する報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 実施責任者

市長は、市内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。ただし、通信の途絶等により県（県本庁又は県北広域本部及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2. 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告が迅速かつ、的確に処理できるよう、次のとおり責任者を定めておくものとする。
安全安心課員 …………… 1 人

3. 情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用し、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

4. 被害等の調査・報告

(1) 熊本県防災消防ヘリコプターによる情報収集

市長は、大規模な災害が発生した場合、若しくは災害による被害程度が大きいと認められる情報が十分把握できない場合、直ちに防災消防ヘリコプターによる情報収集を県知事へ依頼するものとする。

※ 熊本県の調査

震度5弱以上の地震が発生した場合には、防災消防ヘリコプターにより情報収集に当たる。

【熊本県総合防災航空センター内（熊本県防災消防ヘリコプター）】

（所在地：菊池郡菊陽町大字戸次 1698 電 話：096-249-1571）

機材種別	区 分	備 品
救急用資機材	応急処置 器材	人工呼吸器(2)酸素呼吸器(1)CRP 背板(1)呼吸器(2)喉頭鏡セット生体監視装置(1)半自動除細動器(1)輸液ポンプ(1)ショックパンツ(1)血圧計(1)陰圧式固定用具(1)在宅医療セット(1)血中酸素飽和度測定器(1)スクープストレッチャー(1)布担架(1)
救助用資機材	呼吸器具 破損器具 救助器具	空気呼吸器(2)酸素ボンベ(6)油圧救助器具(1)可搬式ウインチ(1)エンジンカッター(1)チェーンソー(1)万能斧(2)救助特殊工具一式(1)潜水器具一式(4)救命浮環(2)救助用担架(2)陰圧式担架(2)バスケット担架(1)携帯拡声器(2)投光器(1)救命人形(1)サバイバースリング(2)アンカースリング(2)双眼鏡(2)
火災用機材	機体下部取付け空中消火装置（容量900リットル）	1基

(2) 被害等の調査

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあつては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ 火災の発生状況

ウ 住家の被災状況

エ 市民の行動及び避難状況

オ 土砂災害等の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情報

ケ その他市町村の業務継続に必要な情報

(3) 収集及び報告要領

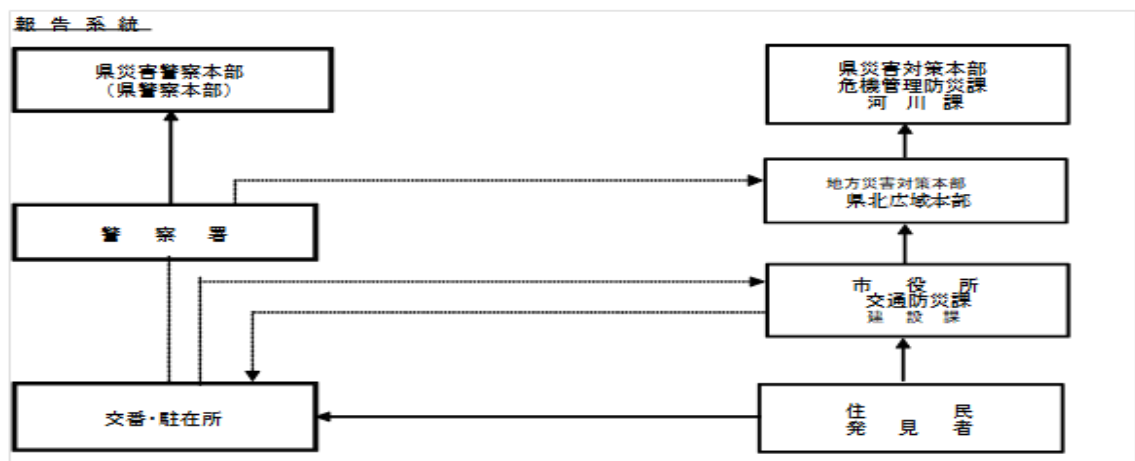
ア 市長は、市内の確実な被害報告をとりまとめ、地方本部（地方対策本部を設けない場合は、県出先機関）に報告するものとする。

イ 報告等のうち、災害の速報については、迅速に電話等により報告するものとし、被害確定報告又はそれぞれの法令等で報告すべきものについては、文書をもって報告するものとする。

ウ 勤務時間外に被害報告があったときは、警備員が直ちに安全安心課長に報告する。

エ 被害報告等は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は本系統によらず、直ちに必要な機関等に報告（通報）することができる。

（注）点線は、連絡（通報）及び協力関係を示すものである。



(4) 市から県に対する報告要領

ア 災害の発生を覚知したときは、その災害の状況、災害に対処してとるべき措置を災害情報（様式第1号）によりその都度県北広域本部長（地方災害対策本部長）に報告するものとする。

イ 災害による被害状況及び応急措置状況等（様式第2号）を毎日9時30分及び14時30分までの2回県北広域本部長（地方災害対策本部長）に報告するものとする。

ウ 各部門別の被害状況については、市内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ、県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該町内の各部門別主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。

エ 同一災害による被害状況について被害調査及び応急対策が終了した後 10 日以内に被害状況報告（確定）（様式第 2 号）及び部門別被害状況報告（様式第 3 号）により、県北広域本部長にそれぞれ文書で報告するものとする。

オ 毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害状況について災害年報（様式第 5 号）を翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 5 日までに県北広域本部長に報告するものとする。

災害報告書区分及び報告様式

報告区分	報告責任者	報告様式	摘 要
災 害 情 報	市長、県等の 出先機関の長	様式第 1 号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
被害状況報告 （速 報）	市長 県北広域本部長	様式第 2 号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を定められた時刻に報告するものとし、県北広域本部にあっては集計表を付すること。
被害状況報告 （確 定）	市長 県北広域本部長	様式第 2 号	同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急措置が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式第 2 号により市町村別とし、県北広域本部にあっては集計表を付すること。
部門別被害状況報告 （速報・確定）	各部門別 担当部（局）長	各部門の報告様式要領による様式 様式第 3 号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。又同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告すること。
住民避難等報告	市長 県北広域本部長	様式第 4 号	市民の避難状況を一定時間置いて、報告するものとする。
災 害 年 報	市長 県北広域本部長 各部門別 担当部（局）長	様式第 5 号 別途照会する 様式とする。	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告する。

5. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱については、下記の要領によって行うものとする。災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

定 義

この取扱要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然気象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 人的被害とは、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治癒できる見込みの者とする。

- (3) 住家の被害とは次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	孤立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	全 壊（焼）、 流 失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（焼）	住家の損害が甚だしいが、補修すれば、元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の時価面積の20%以上70%未満のもの、又は住家構造の被害額が、その住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊（全壊、流出、埋没を含む）、半壊（半焼、流出、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

- (4) 非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けたものをいい、次のとおりとする。

区 分		判 定 基 準
非 住 家 の 被 害	公共建物	例えば、市庁舎、支所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。

(5) り災者等とは次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
り災者等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

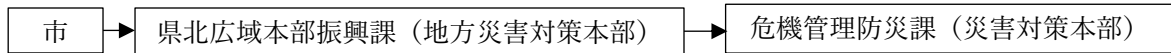
(6) 公共土木施設等の被害とは、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
公共土木施設	河川 林地荒廃 防止施設 道路 地すべり 急傾斜地崩壊 橋りょう 下水道	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項第2号および則第2条によるものとする。
農地・農業用施設	田畑の流失埋没及び冠水 農業用施設 かんがい排水施設 農業用道路 農地又は農作物の 災害を防止するため 必要な施設 林業用施設 林地荒廃防止施設 林道共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱）によるものとする。

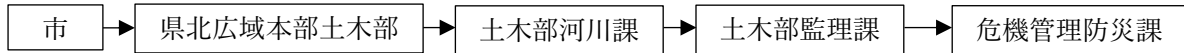
区 分		判 定 基 準
住 宅	公営住宅	昭和 51 年 12 月 2 日住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」によるものとする。
都市排土	市街地堆積土砂	「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」によるものとする。
医療施設	病 院	医療機関の被害をいう。
水道施設	水 道	水道法による施設の被害をいう。
清掃施設	清掃施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による施設の被害をいう。
農林水産物	農 産 物 林 産 物	「農林水産業被害報告取りまとめ要領」によるものとする。
公立文教施設	小中学校施設 高等学校施設	「公立学校施設災害復旧国庫負担事業の事務手続き等について」によるものとする。
私立学校施設	私立(小・中・高) 学 校 施 設	「私立学校の被害状況報告について」によるものとする。
商工被害	商 業 工 業	「災害現地調査及び被害報告要領」によるものとする。

災 害 報 告 系 統

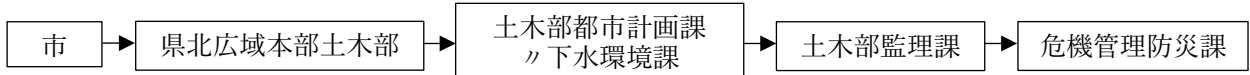
- 1 災害情報（様式第1号）、被害状況報告（速報・確定）（様式第2号）



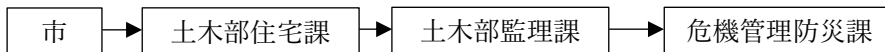
- 2 公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋りょう）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1項、第2項、規則第2条）



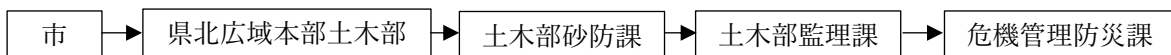
- 3 都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



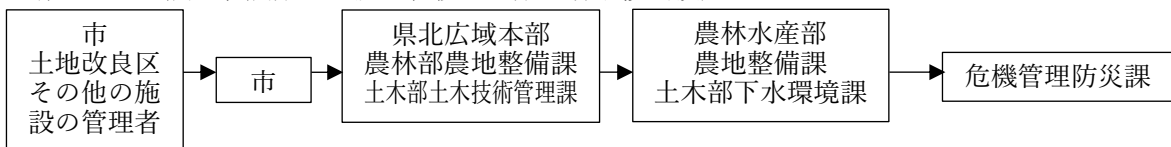
- 4 住宅（公営）関係被害報告（住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」）



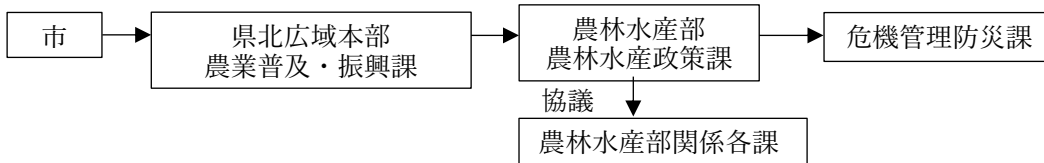
- 5 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）



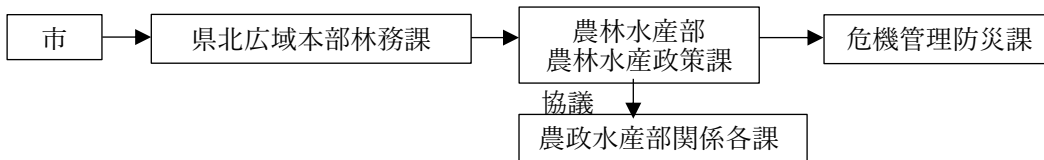
- 6 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



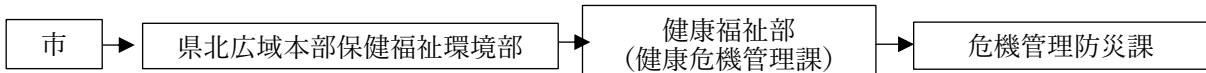
- 7 農業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



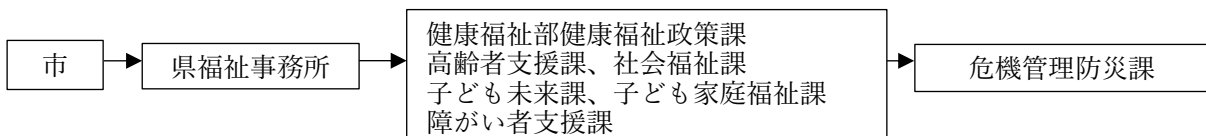
- 8 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



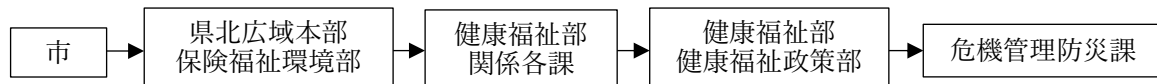
- 9 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）



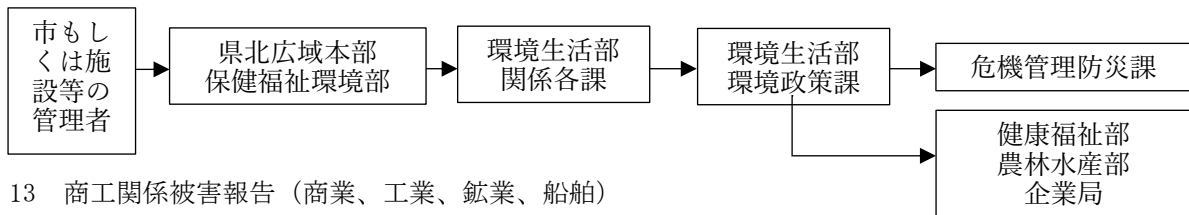
- 10 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



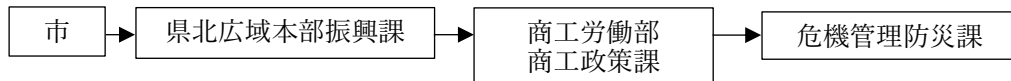
11 衛生関係被害報告（医療機関、火葬場、と畜場、保健センター）



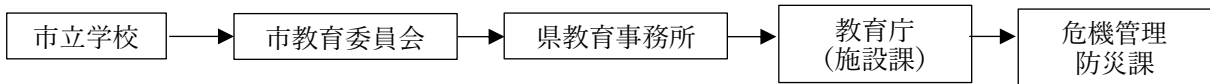
12 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



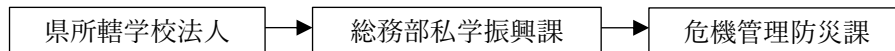
13 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）



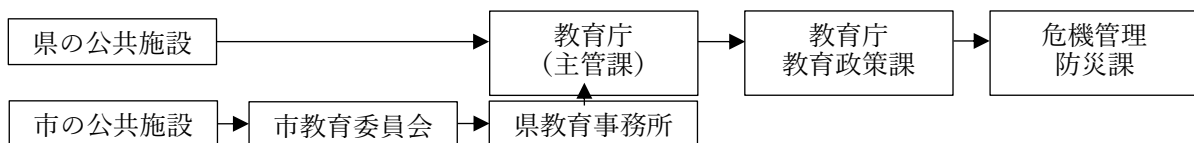
14 公立学校施設関係被害報告（文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務等について」）



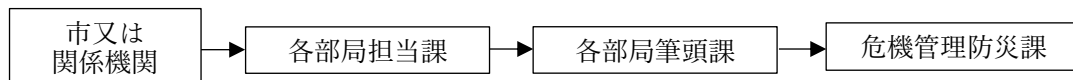
15 私立学校関係被害報告（文部省管理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



16 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



17 その他の被害報告



様式第1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災害発生日時	
災害発生場所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を起債するとともに、死者・行方不明・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況 5 住民の被害について、自主避難・避難情報の別、地区名、世帯数、人員、避難場所、避難の原因等について記載すること。			

(様式第2号-1)

被害状況報告

市町村名

報告者名:

災害名	
-----	--

被害報告なし

現在

市町村名		〇 市町村														計	摘 要
区 分																	
1 人的被害	死 者	人														0	
	うち 災害関連死者	人														0	
	行方不明者	人														0	
	2	重傷者	人													0	
	3	軽傷者	人													0	
	4	分類未確定	人													0	
5 住家被害	全 壊	棟														0	
		世帯														0	
		人													0		
	半 壊	棟														0	
		世帯														0	
		人													0		
	床上浸水	棟														0	
		世帯														0	
		人													0		
	床下浸水	棟														0	
		世帯														0	
		人													0		
一部破損	棟														0		
	世帯														0		
	人														0		
分類未確定	棟														0		
	世帯														0		
	人														0		
非住家	公共建物	棟														0	
	その他	棟														0	
	分類未確定	棟														0	
27	り災世帯数	世帯														0	
28	り災者数	人														0	
29	災害警戒本部等設置日時															0	
30	災害警戒本部等廃止日時															0	
31	災害対策本部設置日時															0	
32	災害対策本部廃止日時															0	
33	消防職員出動延人数	人														0	
34	消防団出動延人数	人														0	

各部局別被害報告

様式第3号

年 月 日(～ 月 日)の による被害				区 分		件 数	被害額 千円	熊 本 県								
第 報				区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円					
令和 年 月 日 時 現在				区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円					
報告者名:				区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円					
被 害				区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円					
人 的 被 害	死 者	人		健康福祉部	老人福祉施設	カ所		農林	林道施設	カ所		土木部	土砂災害	カ所	—	
		うち災害関連死者	人		児童福祉施設	カ所			山地崩壊	カ所			土石流等	カ所	—	
		行方不明	人		心身障害者福祉施設	カ所			林地崩壊防止施設	カ所			地すべり	カ所	—	
		重 傷	人		その他の	カ所			作業道施設	カ所			土砂災害合計	カ所	—	
		軽 傷	人		小 計	カ所			林産物(立木)	ha			公営企業関係施設	カ所		
	住 家 被 害	全 壊	棟		福祉部	医療施設	カ所		林関係	造林地	ha		企業局	その他の施設	カ所	
		半 壊	棟			その他の	カ所			林産施設	カ所			企業局合計	カ所	
		床上浸水	棟			小 計	カ所			その他の	件					
		床下浸水	棟			健康福祉部合計	カ所			林務関係被害(6)						
		一部破損	棟			水道施設	カ所			海 岸	カ所			公立学校施設	校	
非住家等	公共建物	棟		環境部	ごみ処理施設	カ所		水産部	漁 港	カ所		教育庁	小・中学校	校		
	その他の	棟			し尿処理施設	カ所			漁 船	隻			特別支援学校	校		
	り災世帯数	世帯			産業廃棄物処理施設	カ所			水産物	カ所			その他			
	り災者数	人			水質特定施設・排水施設・対象事業場	カ所			漁 場	カ所			社会教育施設	ヶ所		
	災害対策本部設置市町村	団体			その他の	カ所			養殖施設	カ所			文化財	件		
	団 体	災害警戒本部等設置市町村	団体		生活部	環境生活部合計	カ所		関係	在 庫 品	件		その他	火 災	件	—
		災害救助法適用市町村	団体			商 業	件			その 他	件			危険物	件	—
		消防職員出動延人数	人			工 業	件			水産関係被害(7)				発 生	件	—
		消防団員出動延人数	人			船舶(漁船を除く)	件			農林水産部合計(5)～(7)				鉄 道	カ所	—
		備 考				その他の	件			河 川 (1)	カ所			電 話	回線	—
団 体		災害警戒本部等設置市町村	団体		観光戦略部	観光施設	件		公共土木	海 岸	カ所		他	電 気	戸	—
		災害救助法適用市町村	団体			その 他	件			港 湾	カ所			ガ ス	戸	—
		消防職員出動延人数	人			小 計	件			計 (2)	カ所			水 道	戸	—
		消防団員出動延人数	人			観光戦略部合計	件			砂 防 (3)	カ所			ブ ロ ッ ク 塀 等	カ所	—
		備 考				農 作 物	ha			地すべり防止施設 (4)	カ所			私 立 学 校	校	
	団 体	災害警戒本部等設置市町村	団体		農林	樹 木	ha		土木	急傾斜地崩壊防止施設 (5)	カ所		の 被 害			
		災害救助法適用市町村	団体			家 畜 等	頭羽			道 路 (6)	カ所					
		消防職員出動延人数	人			在 庫 品				橋 り ょ う (7)	カ所					
		消防団員出動延人数	人			その他の				港 湾 (8)	カ所					
		備 考				小 計 (1)				下水道・集落排水 (9)	カ所					
団 体		災害警戒本部等設置市町村	団体		水産部	農業施設等	カ所		公共土木	その他の (10)	カ所		の 被 害			
		災害救助法適用市町村	団体			畜 舎 ・ 農 舎	カ所			小 計 (11)＝(1)～(10)	カ所					
		消防職員出動延人数	人			その 他	カ所			公 園 等	カ所					
		消防団員出動延人数	人			小 計 (2)	カ所			その 他	カ所					
		備 考				田	ha			小 計 (12)	カ所					
	団 体	災害警戒本部等設置市町村	団体		農地等	農地	ha		土木部	公 営 住 宅 (13)	カ所		被 害			
		災害救助法適用市町村	団体			畑	ha			土木部合計 (11)～(14)						
		消防職員出動延人数	人			小 計 (3)	ha			国道(知事管理)	カ所	—				
		消防団員出動延人数	人			農業用施設	カ所			県 道	カ所	—				
		備 考				海岸施設	カ所			交 通 止 合 計	カ所	—				
団 体		災害警戒本部等設置市町村	団体		農林関係被害(5)合計(1)～(4)	小 計 (4)	カ所		土木部	交 通 止 合 計	カ所	—	被 害 総 額			
		災害救助法適用市町村	団体			農林関係被害(5)合計(1)～(4)										
		消防職員出動延人数	人													
		消防団員出動延人数	人													
		備 考														

◎総務部、企画振興部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

住 民 避 難 等 報 告

市町村名・担当者名		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿 作成の有無	避難指示等日時		帰宅、解除等日時	

- ・種別欄には、緊急安全確保（緊急）、避難指示（指示）、高齢者等避難（高齢者）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。
- ・世帯数、人数の欄には、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令した人数ではなく、報告時点の実質避難者数を記載すること。
- ・解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。
- ・避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから○作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

災 害 年 報

様式第5号
合 志 市

地域振興局

発生年月日			災害名								計
区分											
人的被害	死者	人									
		う ち 災害関連死者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重 傷	人								
		軽 傷	人								
住家被害	全 壊	棟									
		世帯									
		人									
	半 壊	棟									
		世帯									
		人									
	一 部 破 損	棟									
		世帯									
		人									
	床 上 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	床 下 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物	棟									
	そ の 他	棟									
その他の	田	流失・埋没	ha								
		冠 水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠 水	ha								
	学 校	箇所									
	病 院	箇所									
	道 路	箇所									
	橋 り よ う	箇所									
	河 川	箇所									
	港 湾	箇所									
	砂 防	箇所									
	清 掃 施 設	箇所									
	崖 く ず れ	箇所									
	鉄 道 不 通	箇所									
	被 害 船 舶	隻									
水 道	戸										

災害名 発生年月日								計
区分								
その他	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

第8節 広報計画（市長公室）

市内の災害時における情報及び被害状況等を、関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と2次災害防止の呼びかけ等を行い、住民の心の安定を図るものとする。また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、市長公室長（災害対策本部設置時は広報班）が担当する。
- (2) 企画課（広報班）以外の各課（班）は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、企画課（広報班）に提出する。
- (3) 広報班は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 広報班は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2. 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

(1) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に定期的に発表し、迅速・的確な報道について協力を得る。

(2) 広報車、防災行政無線、広報紙、ホームページ、データ放送、携帯電話メールサービスによる広報

市は、市民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、広報紙、ホームページ、SNS、データ放送、携帯電話メールサービス等により迅速かつ正確な広報を行う。

この際、広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

3. 広報事項は、おおむね次のとおりとする。

災害発表（合志市災害対策本部）

		年	月	日	時	分
①	気象情報	⑦	交通機関の運行状況			
②	災害情報	⑧	避難状況			
③	被害状況	⑨	災害復旧状況			
④	市の防災体制（態様）	⑩	被災者支援に関する情報等			
⑤	停電状況	⑪	被災者支援業務に関する問合せ先			
⑥	断水状況	⑫	その他			

4. 災害情報等の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

市は、市民、要配慮者利用施設や企業等の施設管理者等及び公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ（Lアラート）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供、または、被災地からの情報を入手する手段としてインターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、市ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディな情報提供を行うものとする。

イ 被災地（指定避難所を含む。以下、「被災地等」という。）からの情報の収集伝達

被災地等からの情報を把握するための情報収集・伝達手段として、一部の指定避難所にWi-Fi環境を整備し、インターネット・SNS等のデータを活用する。なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

5. 報道機関への対応

大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置（連絡調整班：秘書政策課）及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第9節 消防計画（安全安心課）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

消防の管理は、市長が行うものとする。

2. 消防計画

(1) 目的

消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を排除し、これらの災害による被害を軽減することをもって、活動の目的とする。

(2) 災害時における危険物の保安

市は、保安についての適切な処置をとるとともに、県危機管理防災課に状況を速報して指示を求めるものとする。

(3) 市は、大規模な火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合は、知事に対して防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材、消火剤等の輸送及び要員の派遣を要求するものとする。

(4) 相互応援協定

市長は、熊本県消防相互応援協定書（平成 27 年 4 月 1 日施行）の円滑な実施を図るため、近隣市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

3. 緊急消防援助隊要請計画

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 市長は、災害の状況及び市内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

イ 市長は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、菊池広域連合消防長へ連絡するものとする。

(2) 合志市緊急消防援助隊調整本部

ア 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、合志市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて合志市緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。

イ 緊急消防援助隊調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、合志市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消

防隊の代表とし、市長又はその委任を受けた者を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。

- (ア) 緊急消防援助隊の部隊配備に関する事
- (イ) 関係機関との連絡調整に関する事
- (ウ) 各種情報の集約・整理に関する事
- (エ) 緊急消防援助隊の後方支援に関する事
- (オ) その他必要な事項に関する事

4. 熊本県応援等調整本部への派遣

合志市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県緊急消防援助隊調整本部が設置された場合は市長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第10節 避難計画（安全安心課・各部局）

災害のため危険な状態にある市民に対して避難情報、伝達、誘導等を実施し、住民の生命及び身体を災害から保護し、市民の心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難情報の実施責任者は次のとおりである。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長（災害対策基本法第60条） 警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職執行法第4条） 海上保安官（災害対策基本法第61条） 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第22条） 水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり防止法第25条）

2. 住民への伝達方法

避難情報の伝達は、最も迅速・的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 避難指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン、防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話メールサービス等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し、周知を図るものとする。
- (2) 市は放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合は、県に放送要請の依頼を行い、放送機関に対し、放送を要請するものとする。

3. 避難指示

避難指示の準備は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。

(1) 避難指示の基準

ア 洪水の場合

- (ア) 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）
- (イ) 氾濫危険水位（レベル4水位）到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位

上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

イ 土砂災害の場合

- (ア) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合
- (イ) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合
- (ウ) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から夜明けに接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- (エ) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- (オ) 土砂災害の兆候現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

ウ 暴風の場合

数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合で、短時間後に災害が起こることが予想され、生命、身体に危険が近まってきたとき、暴風域に入る前（特別警報：中心気圧 930hpa 以下）、中心付近の最大風速 50 m/s 以上

(2) 避難誘導方法

誘導方法は、災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施するものとする。

なお、深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、「避難が困難な場合は、自宅内外のより安全な場所に逃げてください」などの表現等で、安全な場所への避難を促すものとする。

(3) 避難行動要支援者に関する避難情報及び避難の誘導

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

県・市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。特に避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

4. 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。（別表1）

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。（別表2-1）

なお、主として避難行動要支援者を滞在させることが想定される施設にあっては、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。（別表2-2）

さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康ほけん課が連携して必

要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設・受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館及び学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(4) 避難場所の見直し

大規模災害時は被災者が避難生活を送るための指定避難所が不足することを鑑み、指定避難所の見直しを行い、見直しにあたっては、指定緊急避難場所と同様に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得るものとする。

(5) 避難場所の兼務

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。市は、指定緊急避難場所等について、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

(6) 関係者との調整

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住等の関係者と調整を図るものとする。

(7) 市民への周知

指定緊急避難場所・指定避難所については、案内標識誘導を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより市民に周知を図り、速やかな避難ができる体制整備しておくものとする。避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

(8) 避難経路

市は、市民に対し、大規模災害に備え、日頃の生活の中及び防災訓練等を通じて指定緊急避難場所及び指定避難所までの安全な避難経路の確認・把握するように周知に努める。

(9) 指定避難所の設置期間

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内であるが、市は被害状況、仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して定めることとする。

(10) 指定避難所の設置

ア 市長は、指定避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、広域避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ 市は、指定避難所の指定にあたり、施設の現状や整備計画等を勘案のうえ、地域の実情に応じ、通信設備等の整備や食料、物資の備蓄等の計画的な実施に努めることとする。

ウ 指定避難所となる施設の管理者は、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した施設の整備に心がけることとする。また、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(11) 指定避難所の運営

- ア 市は、あらかじめ指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等（以下「自主防災組織等」という。）とも連携し、円滑な運営に努めることとする。
- イ 市は、避難所の運営における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備（性暴力・DV防止）や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ウ 自主防災組織等は、指定避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。
- エ 市は、指定避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にすることとする。
- オ 市は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、指定避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。
- カ 市は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うこととする。
- キ 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所内警備及びパトロール隊等による巡回活動を実施することとする。
- ク 市は、保健・衛生面はもとより避難生活の状況によっては文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるように努めることとする。
- ケ 市は、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。
- コ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- サ 避難所運営マニュアルの作成等

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(12) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線等）を設置・整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ等避難生活の環境を良好

に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

5. 指定避難所以外の避難体制

(1) 地区集会所・公民館・コミュニティセンター

一時避難場所・短期避難所として、地区集会所、公民館、コミュニティセンター等の地域施設の利用を推進する。指定避難所ではなく、地区住民の一時避難場所としての整備を推進するものとする。特に地区集会所、公民館、コミュニティセンター等の耐震化等の整備を併せて推進することとする。

また、避難所開設時の市との連絡体制を構築し、連絡が密に取れるように体制づくりに努める。

(2) 国・県有施設、民間施設の活用

大規模災害時は、避難所が不足するおそれがあるので、国・県の施設及び民間施設が活用できるように、災害協定等の締結に努め、不測の事態に備えるものとする。

(3) 車中泊に適した避難場所

大規模災害時は、指定避難所等が不足することが予想されるために、車中泊に適した避難場所を次のとおり指定し、整備等を図るものとする。主にトイレ、水道及びナイター設備があるグラウンド等を指定することとする。この場合、住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。候補地については次の施設とし、整備していく。整備については、施設管理者の同意を得るものとする。

また、車中避難者を含む避難所以外の避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。 資料編 P 134 参照

ア 中央運動公園グラウンド

イ 合生グラウンド

ウ 栄グラウンド

エ 黒石防災拠点センター駐車場

オ 元気の森公園(大雨時は使用不可)

カ 合志地区防災広場

キ 野々島防災拠点センター駐車場

ク 株式会社アンビー熊本・株式会社ニシムタの駐車場

(4) ペット同行避難

大規模災害時は、ペット同行避難者のペットの飼育場所の確保が必要になるので、指定避難所を指定して、ペット飼育のできる環境づくりに努める。指定避難所については、合志市役所防災拠点センターとし、ペット飼育場所については合志地区防災広場として、ペット飼育場所の整備に努める。

また、各避難所において軒下(車中含む)等人の居住スペースと分離してペット飼育場所を確保できる時は、臨時的に設置を行う。ペット飼育場所においては、原則、

ケージまたは係留用ロープを使用し、飼い主が責任をもって管理する。

6. 福祉避難所の整備等

市は、福祉避難所となる施設について、社会福祉法人等との福祉避難所の協定を締結し、大規模災害時に福祉避難所の開設及び運用ができるように環境整備に努める。

また、平常時から福祉避難所開設・運営のための連携をとり、非常時の場合、円滑に連絡がとれるように連絡体制の整備を図る。

また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、協定締結先と連携をとり、設備の整備に努めるものとする。

福祉避難所

災害が発生、又は災害発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、応急対応として福祉避難所の開設を決定した時に開設する施設である。（別表２－２）（別表３）

なお、対象者は、市の避難行動要支援者名簿に登録されており、指定避難所等の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及び介護者が対象である。

7. 避難情報の発令の判断基準の整理

市は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。そのため、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を参考にマニュアルを整備するとともに、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

資料編 P137 参照

8. 就学前の子どもたちの避難等

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園、保育所等の施設と市間、県と市において、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

9. 外国人に対する対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、外国人にも十分配慮する。

10. 避難所における男女共同参画の推進

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。また、平常時及び災害時における総務課（男女共同参画班）が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。

11. 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、車両の滞留状況や解放の見直し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

12. 防火対象物等における避難対策

学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として災害時の避難訓練を十分講じておくものとする。

特に学校においては、各校の地勢、施設及び生徒・児童数等の実施に応じたマニュアルを作成するとともに職員に周知させ災害発生時には、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 実施方法

ア 教育長は、災害の種別の程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 校長は、教育長の指示又は自ら判断した状況を考慮のうえ緊急を要する場合は、速やかに、児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は、状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

ア 教育長の避難の指示連絡は、市長等の指示によるほか、児童生徒の安全を最優先にして、速やかに実施するものとする。

イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次実施するものとする。

ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難情報等において児童生徒を保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

オ 校長は、災害の種別、状況等を想定し、その種別・状況に適合した避難場所、集団避難の方法特に順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

ア 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速、かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

イ 校長は、次の事項について計画し、集団避難を安全、かつ迅速・的確に行うためマニュアルを整備し、常に児童生徒の安全性が確保できるよう適宜見直しを行うこととする。

(ア) 災害の種別に応じた避難情報等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。

エ 災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するとともに職員、児童生徒に対し、必要な指示を行うものとする。

オ 災害の種別、程度により、校長は次の方法により児童生徒を家庭に帰宅させるものとする。

(ア) 教師等の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導するものとする。この際、保護者及び自治体等と連携し、安全に引き渡すものとする。

(イ) 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、教師等が事前に通学路を点検する等し、その点検で把握した校区内における危険箇所の通行は避けるよう指導徹底する。

カ 児童生徒が家庭にいる場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒及び保護者に周知徹底しておくものとする。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、年1回以上実施するものとする。

(4) 避難場所

ア 教育長は、防災計画、その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた避難場所を校区毎に定めるものとする。

イ 学校が市地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその場で保護者に引き渡すものとする。

13. 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等へ収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

14. 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう平素から広報紙等を活用し、周知を図るものとする。

(別表1) 指定緊急避難場所

施設名称	収容可能人員等		施設名称	収容可能人員等	
	屋内 (人)	屋外 (台)		屋内 (人)	屋外 (台)
合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	108	90	ユーパレス弁天（駐車場のみ）	0	259
栄市民センター「みどり館」	255	76	栄グラウンド	0	332
栄体育館	140	70	合生文化会館	99	0
福原グラウンド	0	320	御代志市民センター	548	0
野付グラウンド	0	93	西合志体育館	216	0
わんぱく広場	0	56	須屋市民センター	101	77
すずかけ台南公園	0	19	総合センター「ヴィーブル」	814	319
すずかけ台中央公園	0	65	合志小学校	131	138
すずかけ台コミュニティセンター	0	94	合志中学校	259	429
すずかけ台北公園	0	23	南ヶ丘小学校	148	226
すずかけ台西公園	0	18	合志南小学校	189	200
泉ヶ丘中央公園	0	33	西合志第一小学校	125	134
泉ヶ丘北公園	0	22	西合志中央小学校	125	164
泉ヶ丘東北公園	0	26	西合志中学校	231	347
泉ヶ丘東公園	0	23	西合志東小学校	200	186
泉ヶ丘南公園	0	54	西合志南小学校	190	228
永江団地西公園	0	27	西合志南中学校	306	476
永江団地中央公園（地震時のみ）	0	51	中央運動公園グラウンド	0	67
杉並台中央公園（地震時のみ）	0	50	合生グラウンド	0	115
沖野台公園	0	10	みずき台グラウンド	0	114
旧須屋浄化センター（地震時のみ）	0	72	元気の森公園（地震時のみ）	0	74
老人憩の家	202	0	アンビー熊本及びニシムタ	0	643
野々島防災拠点センター	139	68	合志楓の森小・中学校	252	780
黒石防災拠点センター	70	61			
合志地区防災広場	0	150			

参考：(人) 5㎡ (台) 30㎡

(別表 2-1) 指定一般避難所

	施設名称	収容可能人員等		収容予定地域（注 1）
		屋内 （人）	屋外 （台）	
	合志市防災拠点センター※★	60	150	新古閑・御領・野付・杉並台等
	総合センター「ヴィーブル」★	814	319	新古閑・御領・野付・杉並台
	合志小学校★	131	138	出分・上古閑・新迫・日向・上町・横町・ 下町・二子・油古閑・上庄・竹迫住宅・中 央団地
	合志中学校★	259	429	原口・原口下
	合志南小学校★	189	200	群・黒石原・笹原・西沖住宅・桜路・桜和 の丘
	泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター※★	108	90	泉ヶ丘・すずかけ台
	南ヶ丘小学校★	148	226	武蔵野台・ファーストプレイス合志 永江団地・沖野台・ポレスター光の森
	栄市民センターみどり館※★	255	76	平島・鹿水・栄温泉団地・新栄温泉団地・ 山下団地・栄住宅
	栄体育館★ ×	140	70	後川辺・中林
	西合志第一小学校★ ×	125	134	立割・生坪・弘生・江良・高木・小合志・ 辻久保
	合生文化会館★	99	0	立割・合生住宅・桑木鶴団地
	西合志中央小学校★ ×	125	164	湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松
	野々島防災拠点センター※★	139	68	北・本村・辻・東・城・上生 くぬぎヶ丘団地
	西合志中学校★	231	347	若原・大池・東大池・小池・芝原 南原住宅
	御代志市民センター※★	548	0	若原・御代志・九州沖縄農研・再春荘・菊 池恵楓園
	老人憩の家★	202	0	黒石・木原野・ユトリック団地
	黒石防災拠点センター※★	70	61	黒石・黒石団地・みずき台・新開・東須屋
	黒石体育館★	137	0	黒石・黒石団地
	西合志東小学校★	200	186	須屋・新開・みずき台・陽光台
	西合志南中学校★	306	476	須屋・新開・東須屋・みずき台・陽光台
	西合志南小学校★	190	228	須屋・上須屋・西須屋団地
	妙泉寺体育館★	80	0	須屋・上須屋、西須屋団地
	須屋市民センター※★	101	38	須屋・南須屋・南陽・榎ノ本、県営住宅・ 堀川
	ユーパレス弁天	100	259	木原野・辻
	合志楓の森小学校★	252	780	黒石原・西沖住宅・御代志・九州沖縄農 研・再春荘・菊池恵楓園・陽光台
	合志楓の森中学校★			

※印は、2019 年度Wi-Fi 設置施設を示す。 ★印は、2022 年度特設公衆電話を示す。

参考：（人）5 m²（台）30 m²

注 1：収容予定地域は、避難所を限定するものではありません。

 はオストメイト対応施設 ×は障がい者（多目的）トイレ未対応

(別表 2 - 2) 指定福祉避難所

施設名称	収容可能人員等		受け入れ対象者
	屋内 (人)	屋外 (台)	
保健福祉センター ふれあい館※	72	0	要配慮者、その家族



※印は、2019 年度 W i - F i 設置施設を示す。

参考：(人) 5 m²

(別表 3) 災害時、受入の可能性がある福祉施設（災害協定締結施設）（現利用者優先）

施設名称	住 所
サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜	合志市須屋 250-1
野々島学園	合志市野々島 2774-4
介護老人保健施設 有隣	合志市野々島 4414-17
特別養護老人ホーム 菊香園	合志市御代志 718-4
障害者支援施設 白鳩園	合志市御代志 722-1
障害者支援施設 くぬぎ園	合志市御代志 722-7
就労支援センター テクニカル工房	合志市御代志 1342
ファミリーハウス ひまわり	合志市御代志 2035-1
ツクイ合志	合志市幾久富 1904-4
サンシャインワークス	合志市豊岡 2000-1653
グループホームかとおれあ会	合志市栄 2325-1
特別養護老人ホーム くぬぎ荘	合志市野々島 5678-2
熊本県立ひのくに高等支援学校 (指定避難所)	合志市合生 4360-7

第 1 1 節 災害救助法の適用計画 (各部局)

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1. 災害救助法で実施してくれる救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅
- (3) 炊き出しや飲料水の供給
- (4) その他（衣類・寝具・生活必需品、医療関連の費用、被災者救助に係る事項、埋葬関連費用等）

2. 災害救助の実施機関の委任

救助の実施は、本来国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

3. 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条の定めるところによる。

すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア 本市の住家滅失世帯数が、80 世帯以上に達したとき。

イ 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、1, 500 世帯以上の場合であって、本市の住家滅失世帯数が、40 世帯以上に達したとき。

ウ 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、7,000世帯以上の場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(2) 被害世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（県北広域本部を經由して）は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第12節 救出計画（各部局）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を搜索又は救助し、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関及び災害派遣中の自衛隊（以下「市長等」という。）が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

り災害者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (3) 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊し家屋の下敷となったような場合
- (4) 水害の際に河川に流される場合
- (5) 孤立した地域等に取り残されたような場合
- (6) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者

3. 救出の方法

- (1) 市及び市消防団員等による救出

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、市長は直ちに県等の出先機関（地方本部）と連絡をとるとともに、消防団員等を動員して、速やかに救出作業を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場附近を優先に救出活動を行うものとする。

- (2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は警察、消防機関、自衛隊等に連絡し、早期救出に努めるものとする。

4. 応援の手続

市長において救出作業ができないとき、又は資機材等の調達ができない場合の応援の手続きは、県等の出先機関に対し、要請を行うものとする。

5. 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第13節 医療救護計画（健康福祉部）

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、菊池郡市医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、市長が行うものとする。ただし、本市のみで実施困難な場合は、隣接地、県その他の医療機関の応援を得て実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事が行う。

2. 医療施設の安全性の確保

- (1) 市は、医療施設に関する安全性を確保するために、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うこととする。
 - ア 医療施設における安全性を確保すること。
 - イ 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - ウ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
 - エ 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (2) 市は、医療施設が被災した場合に、支援できる体制づくりを整備していくこととする。

3. 医療救護体制の整備

市は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図ることとする。また、ヘリコプターによる後方搬送体制の整備を図っていくこととする。

4. 実施方法

災害救助法が適用された場合は、知事の指揮のもとに、医療、助産救護が行われるものとするが、災害救助法が適用されない災害については、次により行うこととする。

- (1) 市長は、災害が発生し、医療救助を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、派遣する。
- (2) 本市において、医療助産救護の実施が困難な場合は、県に応援を要請する。
- (3) 救護班において処置できない患者については、必要に応じ適当な医療施設へ移送する。

5. 医療品、衛生材料の確保

救護班における医療及び助産救護実施のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示を受け確保する。

第14節 食糧・供給・物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び 外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料について、あらかじめ備蓄や調達体制の整備を行い、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

り 災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施するものとし、9,000 人分の備蓄を計画的に行うものとする。

なお、市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 米穀の調達・供給

(1) 応急調達

県へ要請し、農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達する。また、必要な場合は、県へ農林水産省との協議を要請し、同省を通じて受託事業者から政府米を調達する。

九州農政局 生産部 業務管理課

熊本市西区春日 2-10-1 (TEL: 代表 096-211-9111)

(2) 応急供給

県からの米穀販売事業者への被災地域に対する米穀輸送の要請により、市に供給されるものとするが、必要な場合は、県地域防災計画の「輸送計画」に基づき市に供給されるものとする。

(3) 特別措置（災害救助法が発動された場合）

ア 市長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、農林水産省生産局に対して直接災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

イ 市長は、アの措置をとった場合、速やかに県知事に対して引き取りの数量等を報告する。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 (TEL: (直) 03-6744-0585)

3. 県備蓄品の調達・供給

災害救助法が適用される震災が発生した場合、県が備蓄している食糧については、直接又は市長を通じて、被災者に供給されるものとする。

4. 災害救助法に基づく食品の供給

炊き出し、その他による食品の供給の対象は次のとおりとする。

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者

(3) その他、供給が必要であると認められた者

5. 調達物資、来援物資の集積場所

調達物資、来援物資は、市役所（合志市防災拠点センター）又は総合センター（ヴィーブル）をメイン拠点とし、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、泉ヶ丘市民センター及びふれあい館をハブ拠点として集積する。

6. 物資等の輸送

(1) 災害応急対策の実施

物資等を避難所及び集積場所に迅速かつ円滑に輸送するため物資等輸送計画を策定する。このため、物資輸送班は市災害対策本部に集約される情報特に道路状況（輸送経路）、避難所のニーズ（物資の配分）等及び緊急支援物資等の状況を把握し対応する。

(2) 指定避難所以外の物資輸送等

地区集会所・公民館・コミュニティセンター等への避難者に対する物資の輸送等は管理者等（その施設を管理する者または運営責任者）が市対策本部との調整により避難者名簿に登録された人数等を把握し、物資輸送等計画に示す近隣の指定避難所等で市対策本部の指示により物資を受領する。

資料編 P135、P136 参照

第 15 節 給水計画（水道局）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 飲料水供給の実施は、災害救助法のその他により市長が行うものとし、本市限りでの処理が不可能な場合は、県に報告又は近隣市町村、県及び国、その他の関係機関に応急給水に関する要請を行い、飲料水を緊急確保する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長がこれを行う。

2. 給水の方法

- (1) 浄水処理後の水を提供可能な水道施設から、給水車（又は水槽付自動車）あるいは、給水槽、桶等を用いて搬水し、応急給水を実施する。この場合の給水量は、1人1日当たり最少3リットルを基準とするが、被災状況等により増減する。

(2) ろ水器による給水

別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、地下水をろ過し、消毒のうえ、給水を行う。

(3) 現有給水施設の状況

(R6.3.31 現在) 単位：人

地 区 名	計画給水人口	現在給水人口
合志市上水道	70,740	62,534
計	70,740	62,534

3. 救助法による飲料水の供給

(1) 供給を受ける者

災害により、現に飲料水を得ることができない者に限る。

(2) 供給期間

原則としてその必要最小限度の日数とし、給水に要する経費は、市負担とする。

4. 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、県や市と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5. 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者等の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

6. 水道施設の耐震化

市は、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿った応急給水の確保のための必要な措置を図るものとする。

7. 給水への広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

第 16 節 生活必需品供給計画（安全安心課・産業振興部）

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を、そう失、又はき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を供給又は貸与することによって、災害時における市民の心の安定を図るも

のとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなどの実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1. 実施機関

- (1) り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として、市長が行う。
- (2) 本市限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2. 救助法に基づく措置

救助法を適用した場合の被服、寝具及び生活必需品の物資の供給、又は貸与その他については、同法及び運用方針によるが、その概要はおおむね次のとおりである。

(1) 供給又は貸与を受ける者

- ア 災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため日常生活を営むことができない者

(2) 供給又は貸与する品目

衣料、生活必需品として供給又は貸与する品目は原則として、次の種類とする。

- ア 寝 具 （就寝に必要な最小限度毛布及び布団類）
- イ 外 衣 （作業衣、婦人服、子ども服等）
- ウ 肌 着 （シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等）
- エ 身廻り品 （タオル、靴、かさ等）
- オ 炊事道具 （鍋、釜、やかん、包丁、コンロ、バケツ、缶切等）
- カ 食 器 （茶わん、汁わん、皿、はし、スプーン、紙コップ、哺乳瓶等）
- キ 日 用 品 （石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- ク 光熱材料 （マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ（ガス）、ローソク、薪、木炭等）
- ケ 燃 料 （ガソリン、軽油及び灯油）
- コ そ の 他 （ビニールシート）

(3) 供給又は貸与の方法

- ア り災者に対する備蓄物資及び調達物資（以下「救助物資」という）は、知事の委任により市長が配分する。
- イ 権限の委任を受けた市長は、り災世帯構成人員別被害状況等に基づき、直ちに救助物資の給与又は貸与配分計画表を作成するものとする。なお、り災世帯への給与又は貸与配分にあたっては、り災者の被害程度に応じて公正に行うものとし、1世帯当たりの供給金額は救助法の運用方針に定める限度額を原則とする。

(4) 供給又は貸与の期間

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、原則として7日以内とする。
それ以降については、その都度検討する。

3. 物資の調達及び義援金品の保管

災害の程度が広大であるため備蓄物資が不足する等、緊急の購入を必要とする場合に備え、事前に市内又は隣接市町の衣料、生活必需品及びその他の物資販売業者を把握しておく。

本市に送付された、り災者に対する義援金等は、災害発生時に臨時で処置される健康対策部で受け付け記録した後、保管するものとする。

第 17 節 住宅応急対策計画（都市建設部）

災害のため住家が滅失したり災者に対して住宅を供与し、また被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、災者の居住安定を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を図るものとする。併せてアスベスト事前対策についても検討していくものとする。

1. 実施責任

市は、災害救助法に基づき県知事から市長に委任された、災者に対する住宅応急対策について実施する。担当は土木対策部が当たる。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 入居基準

応急仮設住宅に収容する災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流出し、自らの資力で住宅を得ることができない世帯であること。

(2) 建設方法

建設型仮設住宅の建設は、本部会議等で十分検討し、土木対策部が実施するものとし、建設用資材のあっせん調達にも努めるものとする。

(3) 建設用地の決定

原則として、市有地を選定するものであるが、周辺の医療機関、学校、商店、交通機関などの場所を総合的に考慮し、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定及び確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。

(4) 建設型仮設住宅建設等の費用期間等

建設型仮設住宅の建設の戸数、規模、費用の限度、着工期間、入居者の選考及び供与期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

(5) 建築資材の調達および建設業の把握

応急仮設住宅の建設に必要な建設資材の、市内での調達先及び調達可能量、業者の実態を把握しておくものとする。

3. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

災害によって住家が半焼又は準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって、応急修理をなすことができない者とする。

(2) 応急修理の期間

災害救助法に基づく住宅の応急修理（緊急の修理制度）は、発災後概ね 1 か月以内に完成させるものとする。また、被害認定調査（災害に係る住家の被害認定基準基準運用指針）を速やかに実施し、罹災証明書の被災度判定が準半壊以上の世帯については、申請に基づき速やかに応急修理費（日常生活に必要な最低限度の部分の修理）の給付を行うものとする。

(3) 住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておく。

ア 住宅応急修理簿

イ 住宅応急修理のための契約書、使用書等

ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

4. 民間施設の提供

市は、防災訓練を通じて民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。

5. 建設型仮設住宅の運営管理

市は、建設型仮設住宅の運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペット（もしくは家庭動物）の受入れに配慮するものとする。

なお、市が行う応急仮設住宅の管理運営について、県に協力を求めることができる。

第18節 建築物・宅地等応急対策計画（都市建設部）

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の活用を図るものとする。

1. 応急危険度判定活動

- (1) 市は、県、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。また、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の育成に努める。
- (2) 市は、災害発生後、応急危険度判定実施本部を設置し、県へ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣要請し、県と連携して判定活動を実施するものとする。

2. 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害をもたらすだけでなく、火災の発生源ともなり、被害軽減対策上、耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化対策等についての啓発を推進し、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知・啓発を図っていく。

3. 被災宅地への対応

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 19 節 交通規制計画（都市建設部）

災害の時に、道路、橋りょう等の道路施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合並びに交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

1. 実施責任者

災害時の交通規制について、道路管理者は、常に警察と緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

災害時の交通規制は次の区分によって行う。

区 分	範 囲
道 路 管 理 者	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	1. 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

(1) 措置要領

ア 道路管理者

道路管理者は、道路、橋りょう等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。

イ 警 察

- (ア) 災害により道路、橋りょう等の道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。
- (イ) 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び回路等との関係を総合的に判断して実施する。
- (ウ) 各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は、報道機関等を通じて一般の通行人及び市民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期する。
- (エ) 交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、また設置不可能な場合及び設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理に当たる等、交通に支障がないよう措置する。

(2) 危険箇所の交通規制の実施

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明りょうに記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によることとする。

ア 道路標識を設ける位置

- (ア) 通行止め……歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- (イ) 通行制限……通行を制限する前面における道路の中央、又は左側の路端
- (ウ) まわり道標識・まわり道のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年 総理府、建設省令第3号）に定めるところによる。

3. 相互の連絡・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に 情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のため、応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。
- (3) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第20節 防疫計画（市民生活部・健康福祉部）

災害によって被害を受けた地域、又は当該市民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、被災市民の民心の安定を図るものとする。

1. 実施責任

市長が責任をもって被災地帯の防疫を行うものとし、本市のみで実施することが困難な場合は、県又は隣接市町及び関係機関の応援協力のもとに実施する。

2. 防疫班の編成

感染患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒その他必要な予防措置等を講ずるための防疫班を編成する。

(1) 調査班

県と連携し、市民対策部・健康対策部を中心に調査班を編成する。（1班3名程度）

(2) 防疫班の編成

衛生担当職員3名、作業員4名をもって編成する。

3. 防疫の種別及び方法

- (1) 検病調査及び健康診断は、県が実施責任として行うものであるが、県の診療班と協力して滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次行う。
- (2) 災害地の感染症を予防するため種類、対象、期間等を定めて県と協同して臨時予防接種を実施する。
- (3) 知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動を実施する。
 - ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を実施する。
 - イ 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。
 - ウ 状況によって、野生のねずみ・昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
 - エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び野菜等の消毒について、衛生上指導を行う。
- (4) 災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとることとする。感染症病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

4. 避難所の防疫措置

市長は、避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図るものとする。

(1) 避難者の検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため少なくとも1日1回検病調査を実施する。

(2) 衛生消毒剤の撒布等

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾールなどによる消毒、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導する。

(3) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておく。

第21節 清掃計画（市民生活部）

災害時における生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

市が被災地における清掃業務を実施し、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。

2. 清掃班の編成

担当は市民対策部が担当し、清掃作業を効果的に実施するために清掃班を編成するものとする。

3. 住環境の清掃等

各避難所に清掃リーダーを設置し、清掃を実施して避難所の公衆衛生の向上及び保全に努める。

4. し尿処分

(1) し尿の収集運搬方法

ア 収集不能の地域に対する容器の配布

汲取り車、運搬車によることができない地域について、特殊な方法を検討考案し、実施する。

イ 汲取りの制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、当面の措置として便槽容量の2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするものとする。

ウ 処分

し尿処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄の方法によって処分するよう特別に簡易処理場をつくるものとする。

(2) 野外仮設トイレの設置

被災地における野外仮設トイレの設置は、市民対策部が市長と協議のうえ、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して早急に設置するものとする。

また、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋設する。

5. 詳細について

その他詳しい手順等については、災害時清掃マニュアルに記載する。

第 2 2 節 廃棄物処理計画（市民生活部）

災害時における廃棄物収集を迅速に行うことにより、公衆衛生の万全、がれき撤去等の作業効率向上を図るものとする。

1. 実施責任者

市が被災地における清掃業務を実施するが、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。

2. 廃棄物対策班の編成

担当は市民対策部が担当し、廃棄物対策を効率的に実施するために廃棄物対策班を編成するものとする。

3. 廃棄物の収集及び処分

(1) 家庭系廃棄物の収集及び処分

ア 被害状況およびごみ一時保管所の確認等

道路等の被害箇所を迅速に把握し、円滑な収集ルートの確認等を行う。

また、避難所等の設置がある場合は、新たにごみ一時保管所の設置を行う。

イ 廃棄物の収集

家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者と協議のうえ、廃棄物の収集を行う。

なお、収集する際は、防疫上食品残渣等腐敗性のごみを優先的に収集するものとする。

ウ 廃棄物の処分方法

廃棄物の処分は、指定した焼却場等のほか、必要に応じて埋立・露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

エ 細部は「市廃棄物処理計画」を参照

(2) 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分

ア 被害状況の確認

道路等の被害状況や災害廃棄物の発生量を確認し、処理施設の処理能力等を想定のうえ、緊急性のある場所から優先的に災害廃棄物の収集・運搬を行う。

また、速やかに処分が行えない場合は災害廃棄物の一時保管所を設置し、収集した廃棄物を保管する。

イ がれき等の収集運搬方法

損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市の定める場所（仮置場）に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行うものとする。

ウ 臨時収集場所の設置

地域住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

エ 廃棄物の処分方法

合志市災害廃棄物における協定書により、産業廃棄物協会の協力のもと、処分先を決定し、運搬を行う。

(3) 災害時における広域応援体制

ア 収集運搬にかかる協力体制の整備

災害廃棄物の収集運搬や、市の収集運搬委託業者の運搬能力を超えた家庭系一般廃棄物の収集運搬については、合志市災害廃棄物における協定を活用し、広域的な応援を要請するなど円滑な処理を行うよう努めるものとする。

イ 災害時の廃棄物処分における協力体制の整備

災害廃棄物の処分や、処理施設の処理能力を超えた家庭系一般廃棄物の処分においては、合志市災害廃棄物における協定を活用し、広域的な応援を要請するなど円滑な処理を行うよう努めるものとする。

ウ 人材育成及び災害廃棄物に関する情報等の周知

市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成に努める。また、災害廃棄物に関する情報D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

(4) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第23節 文教対策計画（教育委員会教育部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 小、中学校の文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。

(2) 小、中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用されたとき、又は本市で実施することが困難な場合、県知事又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。

2. 応急教育対策

(1) 教育委員会は、学校施設が被災した場合は、県教育委員会の協力を得て、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう努めるものとする。

(2) 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他の民有施設等の借り上げを行うものとする。

(3) 災害の状況によっては、近隣市町の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(4) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、教育委員会は所定の様式にしたがって県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合は、市長を経由して報告）県教育委員会は、当該報告に基づき、調達をあっせんするものとする。

(5) 教育実施者等の確保

必要に応じ、県に対して教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について県へ応援を求めるものとする。

3. 学校給食等の措置

市長は、学校給食施設の設備、物資等に被害を生じた場合、県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、当該報告に基づき措置すべき事項を指示するものとする。

【物資等対策】

速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、学校給食会に対して被害物資の処分方法、供給方法等について指示するものとする。

4. 救助法による学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、しかも物品販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することが、不可能な状態にある小、中学校の児童、生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、り災児童、生徒に対する就学の便を図るものとする。

(1) 支給対象者

災害によって住家に被害を受けた小、中学校の児童生徒であること。

(2) 支給品目

教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

(3) 支給方法

災害救助法に基づく学用品は、原則として知事が一括購入し、り災児童、生徒に対する配分は、県北広域本部を通じて、市長が行うものとする。

(4) 支給期間

学用品支給の期間は、原則として、教科書（教材を含む）については災害発生の日から1ヶ月以内とし、文房具及び学用品については15日以内とする。

5. その他

- (1) 災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、県及び関係機関等と連携して、必要に応じ、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。

また、これらの支援措置について、学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

- (2) その他詳しい手順等については、別途マニュアルを作成する。

第 4 章 災 害 復 旧 計 画

第 1 節 災害復旧・復興の基本方向（各部局）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧・復興を図るものとする。

第 2 節 公共土木施設災害復旧計画（都市建設部・水道局）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が当該施設の復旧に当たるものとする。

本市の場合は市長とする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

(1) 河 川

河川法第3条による施設等

(2) 砂防設備

砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

(3) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設又は海岸砂防施設

(4) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(6) 道 路

道路法第2条第1項に規定する道路

(7) 下水道

下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設

(8) 公園

都市公園法施行令第5条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園、若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの。

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当
- (4) 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入

第3節 農林水産施設災害復旧計画（産業振興部）

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等、当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じた県営事業として実施するものとする。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は、3年以内に完了させることとしており、初年度が30%、2年度が50%、3年度が20%の進捗で完了することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地にあつては、田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設にあつては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）、道路、橋梁及び農地保全施設
- (3) 林業用施設林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道

(4) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会及び森林組合連合会の所有する次のものをいう。

ア 倉庫

イ 加工施設

ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置するものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (4) 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入
- (5) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画（都市建設部・教育委員会教育部）

1. 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市町村等において公営住宅を整備する。整備に当たっては、県及び関係機関と連携のうえ、被災状況に応じた工事計画、工事手法によるものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧補助

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と独立行政法人住宅金融支援機構との間で締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」に基づき、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、住宅金融支援機構による災害復興住宅金融を活用して復旧に努めるものとする。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行うものとする。
- (2) 復旧方針公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

ウ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

エ 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入

3. 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国、県、関係機関及び文化財の所有者と連携して行うものとする。

第5節 被災農林漁業の経営安定計画（産業振興部）

被災した農林業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等の支援を国、県、融資機関及び関係機関と連携し次のとおり実施する。

1. 天災害資金

天災融資法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2. 農業近代化資金

被災した農林業者等に対し、施設・機械の復旧に必要な設備資金を融資する。

3. 日本政策金融公庫資金

被災した農林業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4. 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5. 災害対策のための金融支援

被災の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6. その他

前2、3、4の概要は、資料編のとおりである。

第6節 被災中小企業振興計画（産業振興部）

県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的として、次のとおり実施する。

1. 災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

2. 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3. 信用補完制度の充実

県は、金融ベースに乗りにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4. その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図っている。

なお、政府関係中小企業金融三機関の融資要領は別冊「資料編」のとおりである。

第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1. り災者に対する生活相談

県は、り災者の生活相談に対応するため、必要に応じてケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、り災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする。

2. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に避難行動要支援者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

3. 義援金品募集配分計画

(1) 実施機関

県及び日本赤十字社熊本県支部

(2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般市民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じ、周知を図るものとする。

(3) 義援金品の保管及び分配

ア 義援金品の保管

(ア) 義援金については、被災者に配分するまでの間、健康対策部が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理については、受払簿を作成しなければならない。

(イ) 義援品については、健康対策部が庁舎等を保管場所として厳重に保管をしなければならない。

イ 義援金品の配分

(ア) 義援金の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。

(イ) 健康対策部は、災害義援金品配分委員会を設置し、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、世帯又は人員を単位として、義援金品の配分計画を立案する。

(ウ) 応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により有効活用する。

4. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、関係市町村を通じて被災状況を早急に確認するとともに、関係市町村と連携の上、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

(2) 災害見舞金の支給

(3) 災害援護資金の貸付

(4) 生活福祉資金の貸付

(5) 母子寡婦福祉資金の貸付

(6) 被災者生活再建支援金の支給

5. 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第8節 地震災害対策計画（安全安心課）

地震は、その発生形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。

本節においては、大地震発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。

1. 組織の確立

大地震による災害が発生したときは、第3章第1節「防災組織計画」の定めるところにより、直ちに合志市災害対策本部を設置し、次の措置を講ずるものとする。

(1) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

(2) 現地本部

大地震により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地対策本部を設置するものとする。

(3) 市職員の緊急動員

ア 執務時間中における動員

市本部が設置されたときは、本部職員は直ちに、第3章第2節「動員計画」の定めるところにより、非常配置につくものとする。

イ 執務時間外における緊急動員

関係職員は、市内に大地震により災害が発生したことを知った時は、直ちに登庁して配備体制につくものとする。

2. 応援協力

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し災害対策に万全を期するものとする。

(1) 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連携を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

ア 県との関係

市は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連携を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

イ 防災会議構成機関

市は、合志市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、県知事へ第3章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊の派遣を要求するものとする。

3. 応援要請

市は、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、県又は他の市町に対し、応援を要請するものとする。

4. 通信連絡体制

災害発生時における通信連絡は、第3章第6節「通信施設利用計画」によるが、特に次により通信手段の確保を図るものとする。

(1) 防災行政無線の運用

防災行政無線運営要領に従い運用し、通信連絡の確保を図る。

(2) 孤立防止用（災害時緊急通話用）無線を利用

有線通信整備を利用することができない場合、又はこれを利用することが困難である場合、孤立防止用無線を利用し、通信手段を確保するものとする。

5. 災害状況の把握及び広報

(1) 災害の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第7節「情報収集・共有及び被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ災害状況の把握に努めるものとする。

ア 調査班による調査の実施

市は、大地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行うものとする。

(2) 市民に対する広報

大地震における災害情報の市民に対する広報は、第3章第8節「広報計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

【広報車等による広報】

広報車を必要に応じ現地に派遣し、各関係機関及び地区民の協力を得て、市民に対して災害情報及び応急対策の周知徹底を図り災害広報に努めるものとする。

6. 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第10節「避難計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は次の措置を講じ、震災時における住民の避難が円滑に適切に行われるよう努めるものとする。

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大地震が発生した場合避難の時機を失しないよう、速やかに避難の指示を行うものとする。

(2) 避難の指示の伝達

避難の指示の責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、サイレン、警鐘、地区放送設備、広報車等を用い又は併用して迅速に地域住民に対し、周知を図るものとする。

(3) 避難者の収容

既存の収容設備が被害を受けた場合、被災者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

7. 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第9節「消防計画」に定めるところによるものとするが、市は、特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期するものとする。

(1) 市長は、地震直後直ちに各関係機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般市民に周知を図るとともに、状況に応じ被災地への電気、ガスの供給の停止を要請するものとする。

(2) 市長は、大火が予想されるときは直ちに関係市町長に対し、大火防護の措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、必要に応じ隣接市町の消防機関に対し、応援要請するとともに、知事に自衛隊の災害派遣を要請し、消防力の結集を図るものとする。

(3) 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生のおそれがある場合、市長は消防団、市職員、各関係機関に対し、直ちに特殊火災防止並びに地域住民の避難等安全確保の措置を指示するとともに、必要に応じ関係機関に対し、消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

8. 救出対策

大地震等における被災者の救出は、第3章第12節「救出計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

(1) 市民等による救出

市民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、団員及び警察官は、相互に連絡協定し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 市職員による救出

市長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動に当たらせるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、必要を認めたときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

第9節 罹災証明書の発行（安全安心課・市民生活部）

本節は、災害等により市内で住家等が被災した者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施する前提となる罹災証明書を遅滞なく交付するため、必要な業務の実施体制の確保等を定めるものとする。

なお、罹災証明書の発行については、住家のみとし、住家以外については、被災証明書の発行とする。

1. 実施責任者

罹災証明書・被災証明書は、市長が交付する。

2. 災害の種類

罹災証明書・被災証明書で証明する災害の種類等は次のとおりとする。

- (1) 火災、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、地滑り及び地震
- (2) その他市長が必要と認める災害

3. 交付の手順

(1) 申 請

罹災証明書・被災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、市長へ申請するものとする。ただし、市長により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

(2) 被害調査及び被害認定基準

ア 市長は、罹災証明申請書に記載された災害による被害の内容について調査する。

イ 住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する。

ウ 市長は、申請者に対し証明に必要な資料を求めることができる。

エ 申請者は、市の調査結果に異議がある場合に再調査を求めることができるものとする。

(3) 交 付

ア 罹災証明書は、調査結果に基づき、所定様式及び被災者支援システムにより交付する。

イ 早期交付のための体制確立

ウ 他の調査との違い

被災建築物応急危険度判定		被災危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度尾判定士（行政又は民間の建築士）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4. 業務実施体制

(1) 方針

被害認定調査については調査から罹災証明発行までの専門チームとして被害認定調査チームを必要により編成する。

(2) 申請窓口

ア 住家被害に関する調査及び認定

被害認定調査チーム及び総務対策部（安全安心課）

イ その他の措置

交付：産業対策部（商工振興課）・（農政課）

(3) 調査の実施と調査人員の確保

市民対策部は、必要に応じて被害認定調査チームの協力を得て、住家の被害調査を行う。

5. その他必要な措置

【業務マニュアルの作成】

罹災証明書及び被災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、担当班は関係班と共同で罹災証明書に関する規定や様式、業務マニュアルを作成する。

6. 応援協力関係

【職員の派遣要請】

市長は、被害調査に必要な専門的知識を有する職員等が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請する。

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

合志市長 荒 木 義 行

被災証明願

令和 年 月 日

あて先 合志市長 荒木義行

申請者 住所：

氏名：

電話番号（ ） ー

下記のとおり被災したことを証明願います。

記

災害の種類		災害の 発生日時	発生 令和 年 月 日 午 時 分ごろ
被災物件の 所在地	合志市		
罹災原因			
被災の状況			

添付書類：被害状況の分かる写真、または関係書類（修理の見積もり等）

合被災第 号

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

合志市長 荒木 義行

委任状

代理人（受任者）

住 所

氏 名

委任者との関係

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明（被災証明）の申請及び受領について委任します。

合 志 市 長 様

令和 年 月 日

本人（委任者）

住 所

氏 名

印

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書をお持ちください。

資 料 編

特別警報・警報・注意報の基準等

1. 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例にてらして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき判断します。

2. 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

3. 合志市注意報・警報基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

令和 5 年 6 月 8 日現在発表官署 熊本地方気象台

合志市	府県予報区		熊本県	
	一次細分区分		熊本地方	
	市町村等をまとめた地域		山鹿菊池	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	26
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	165
	洪水		流域雨量指数基準	塩浸川流域＝10.1、堀川流域＝20.1
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨	雨量基準		19
		土壌雨量指数基準		100
		流域雨量指数基準		塩浸川流域＝8、堀川流域＝16.1
		複合基準		－
		指定河川洪水予報による基準		－
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		－	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：平地で最低気温が-5℃以下	
	霜		11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm

※1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

4. 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ① 土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準の最低値を示す。
- ② 表面雨量指数基準は 1 km四方毎に設定している。大雨・洪水の欄中、表面雨量指数基準には、市町村内における基準の最低値を意味する。
- ③ 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

< 参考 >

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

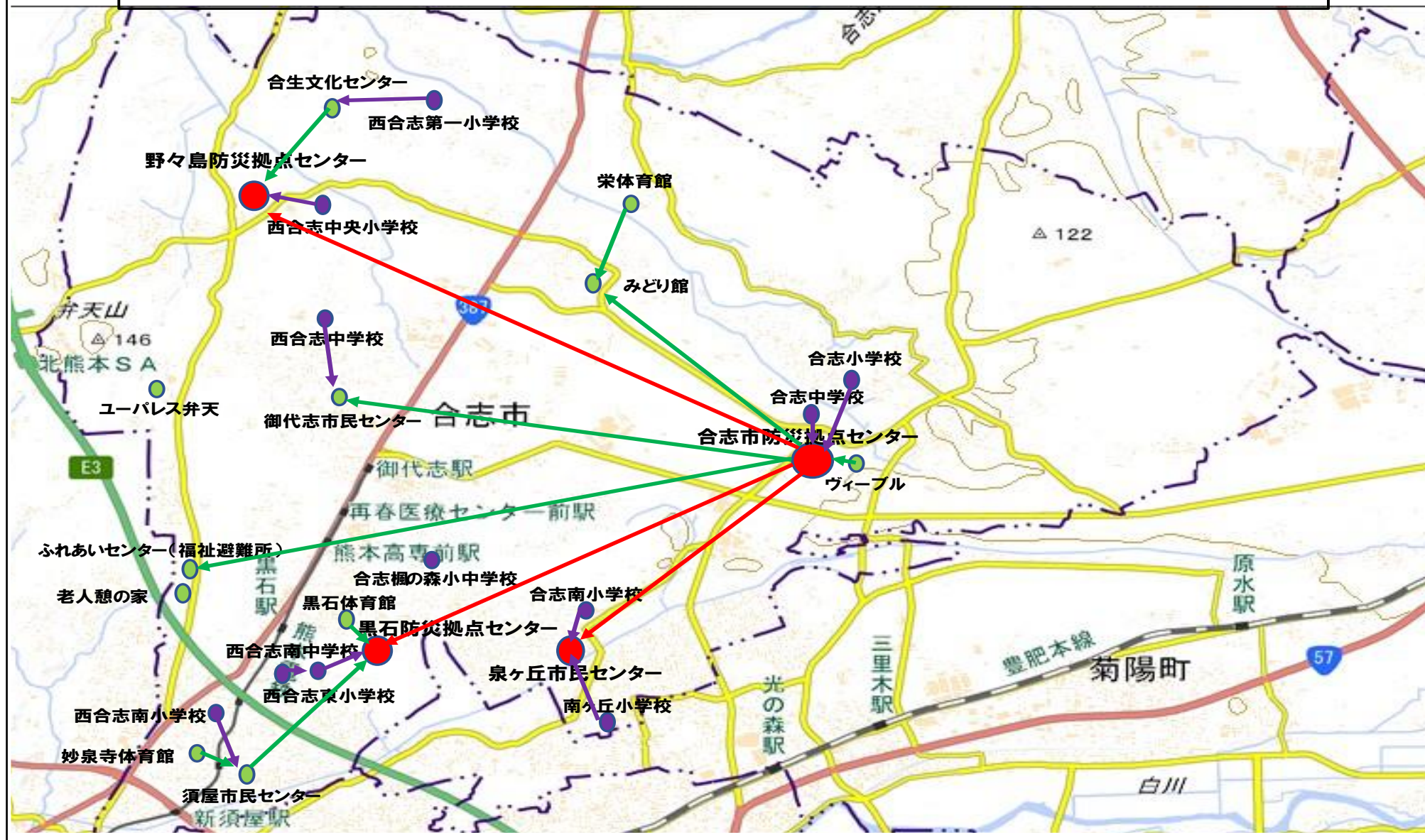
表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

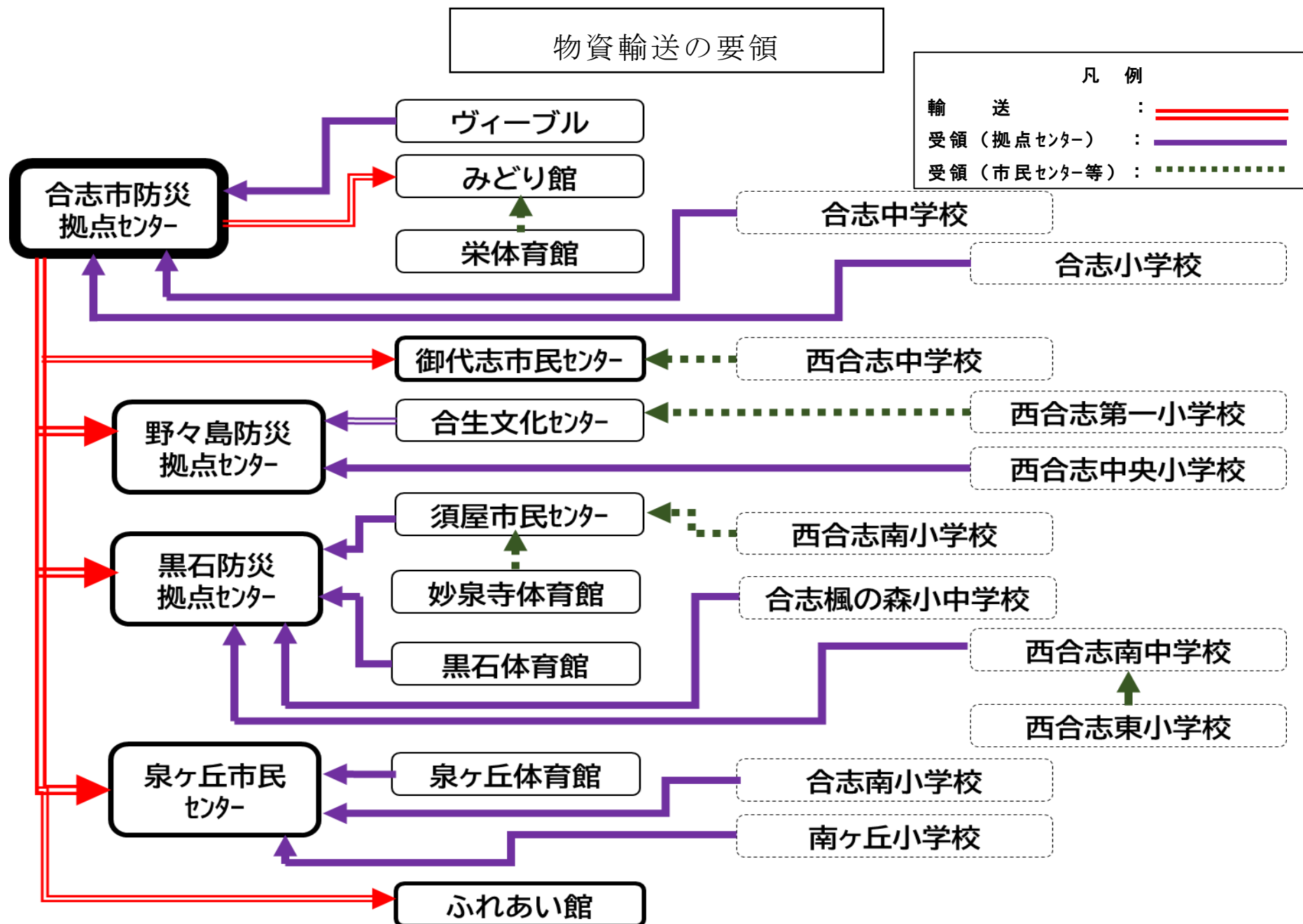
流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

車両避難適地

指定避難場所等一覧												指定避難場所等一覧											
連番	指定緊急避難場所	30㎡/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊の有無	特記事項	連番	指定緊急避難場所	30㎡/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊の有無	特記事項
			トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出						トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出		
1	合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	90	○	○	△		○	○	○	○		16	南ヶ丘小学校	226	○	○	△			△		○	
2	栄市民センター「みどり館」	76	○	○			○	○	○	○		17	合志南小学校	200	○	○	△			○		○	
3	栄体育館	70	○	○	○			△		○		18	西合志第一小学校	134	○	○	△			△		○	
4	福原グラウンド	320	○	△	○		○	○	○	○	アスファルト	19	西合志中央小学校	164	○	○	△			△		○	
5	野付グラウンド	93	△	△	○			△	△	○	規模が小さい	20	西合志中学校	347	○	○	△			△		○	グラウンド門
6	すすかけ台コミュニティセンター	94	○	○		○		○	○	○		21	西合志東小学校	186	○	○	△			△		○	
7	野々島防災拠点センター	68	○	○			○	○	○	○		22	西合志南小学校	228	○	○	△			○	○	○	グラウンド門
8	黒石防災拠点センター	61	○	○			○	○	○	○	災害自販機	23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○	
9	合志地区防災広場	150	○	○			○	○	○	○		24	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可
10	ユーパレス弁天（駐車場のみ）	259	○	○			○	○	○	○		25	合生グラウンド	115	△	○			○				
11	栄グラウンド 入口幅3.9m	332	○	△	△			△		△	入り口が狭い	26	みずき台グラウンド	114	○	○	△			○	○	○	
12	須屋市民センター	77	○	○	△			△			災害自販機	27	元気の森公園（地震時のみ）	74	○	○			○	○	○	○	災害自販機
13	総合センター「ヴィーブル」	319	○	○			○					28	アンビー熊本	235	○	○			○	○	○	○	新規登録
14	合志小学校	138	○	○	△			△		○		29	ニシムタ	418	○	○			○	○	○	○	新規登録
15	合志中学校	429	○	○	△			△		○		30	楓の森小・中学校	780	○	○	△			○	○	○	新規登録
凡例	ヘリポート																						
凡例：■インフラ（トイレ：1～2据、水道蛇口1～2口=△ トイレ：3据以上、水道蛇口3口以上=○）■地盤（土 △雨の日不適、×不適）■ 出入口（入出△ 相互通行不可）																							

物資配分の要領





避難情報等の判断基準・伝達について

市長等は、危険の切迫性に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように５段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

1 水 害

(1) 対象とする河川

堀 川

(2) 避難すべき区域

原則として、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項により指定を受けた洪水浸水想定区域で、想定浸水深 50 c m 以上の区域

(3) 避難情報の発令の判断基準

避難情報等の避難情報の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

堀川 （須屋観測所） 須屋川添 607-2	
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	○ 1 時間後に避難判断水位（4.51m）に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれる。
避難指示 【警戒レベル 4】	○ 避難判断水位に到達し、1 時間後に氾濫危険水位（4.95m）に到達すると予想される。
	○ 氾濫危険水位（4.95m）に到達する。 ○ 堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見される。）
避難情報の解除	○ 関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合に、河川状況の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。

* 観測データ（須屋観測所）

氾濫危険水位 【レベル 4 水位】	4.95m	○ 洪水により氾濫の起こるおそれがある水位 ○ 河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
避難判断水位 【レベル 3 水位】	4.51m	○ 避難等の判断の目安となる水位 ○ 指定避難所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して、設定された水位、ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多いため、避難判断水位を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断する。
氾濫注意水位 【レベル 2 水位】	3.13m	水防活動を行う指標となる水位で、消防団が出動する水位
水防団待機水位 【レベル 1 水位】	1.74m	消防団が出動のために待機する水位

2 土砂災害

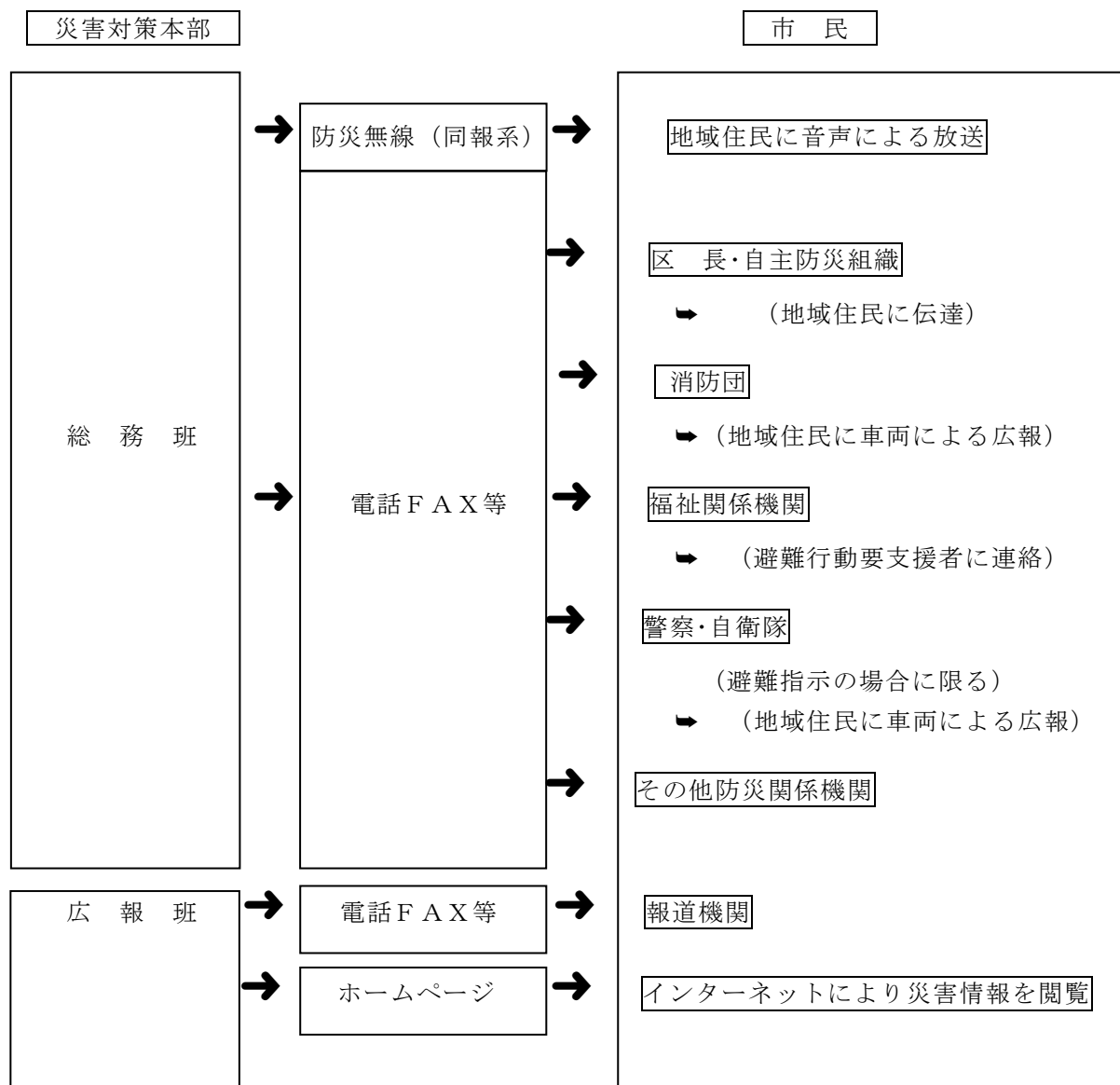
(1) 避難すべき区域

本市において、土砂災害発生のおそれのある県指定の急傾斜地は、市域のあらゆる箇所に点在していることから、市職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を基に、避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

(2) 避難情報の基準

高齢者等避難 【警戒レベル3】	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）は、避難情報の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表される。 ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合に、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。

3 避難情報等の伝達手段と伝達方法



4 防災・福祉関係機関

機 関 名	電 話 番 号
菊池広域連合消防本部	0 9 6 - 2 3 2 - 9 3 3 1
陸上自衛隊 第 4 2 即応機動連隊	(熊本県を經由して派遣要請)
熊本北合志警察署	0 9 6 - 3 4 1 - 0 1 1 0
熊本県知事公室危機管理防災課	0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 1 5
熊本県県北広域本部 総務部 振興課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 1 1
熊本県県北広域本部 土木部 維持管理課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 2 3 2
熊本河川国道事務所 防災課	0 9 6 - 3 8 2 - 1 1 1 1
九州電力送配電(株) 熊本西配電事業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 9 4 3 4
九州電力送配電(株) 大津配電事業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 9 4 3 3
西日本電信電話(株) 熊本支店	0 9 6 - 2 7 2 - 9 2 1 5
西部ガス(株) 熊本供給部	0 9 6 - 3 7 0 - 8 6 2 0
熊本電気鉄道(株)	0 9 6 - 3 4 3 - 2 5 2 6
独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	0 9 6 - 2 4 2 - 1 0 0 0
日本郵便(株) 熊本北郵便局	0 9 6 - 2 3 3 - 5 4 5 6
菊池地域農業協同組合	0 9 6 8 - 2 3 - 3 5 0 2
菊池地域農業協同組合 合志中央支所	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 2 0
菊池地域農業協同組合 西合志中央支所	0 9 6 - 2 4 2 - 1 1 6 3
合志市社会福祉協議会	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 0 0
合志市民生委員児童委員協議会(事務局:合志市社会福祉協議会内)	
合志市建設業協会	0 9 6 - 2 4 8 - 3 3 3 8

5 伝達内容

例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

(1) 高齢者等避難の伝達例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難 こちらは、(防災)合志市役所です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により、 〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。お年寄りの人など避難に時間がかかる人は、直ちに〇〇へ避難してください。 その他の人も避難の準備を始めてください。 ＊ 避難すべき理由例 ・ 〇〇川が増水しています。今後も水位上昇が続いた場合、〇〇川が溢れるおそれがあること ・ 大雨の影響により、〇〇地区では土砂災害の危険があること

＊ 放送は繰り返すこと。

(2) 避難指示の伝達例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難

こちらは、(防災)合志市役所です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の人は、〇〇への避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

(なお、〇〇道は冠水により通行できませんので、注意してください。)

(なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので、十分注意してください。)

* 避難すべき理由例

- ・ 〇〇川が危険水位を突破したこと
- ・ △△地区の〇〇川堤防が決壊したこと
- ・ □□地区で、土砂災害の危険性が高まっていること(土砂災害が発生したこと)

* 放送は繰り返すこと。

6 避難情報等の基準（共通）

避難情報等は以下の基準を参考に、洪水や土砂災害に関する情報、今後の気象予測及び土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的な判断をして発令します。

警戒 レベル	区 分	現地情報等による基準	洪水に関する情報※ 1	土砂災害に関する情報※ 1
1	災害への心構え を高める	警報級の可能性	—	—
2	避難に備え自らの 避難行動を確認 する	大雨注意報 洪水注意報	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分布）（注意）：黄色	・ 土砂災害に関するメッ シュ情報（注意）：黄色 ※ 2
3	高齢者等避難	近隣で前兆現象 （湧き水・地下水の濁 り・量の変化）	氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッ シュ情報（警戒）：赤色 ※ 2
4	避難指示 緊急的又は重ね て避難を促す場合 に発令	近隣で災害が発生す るおそれがある。 近隣で土砂移動現 象、前兆現象（山鳴 り、斜面のひび割れ） が発見される。	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分布） 危険）：紫色	・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関する メッシュ情報（ 危険 ）： 紫色 ※ 2
5	緊急安全確保 ※1	既に災害が発生又は 緊迫している。	・ 氾濫発生情報 ・ 洪水キキクル（洪水 警報の危険度分布）（災害切迫）： 黒色	・ 大雨特別警報（土砂災 害） ・ 土砂災害に関するメッ シュ情報（災害切迫）： 黒色 ※ 2

※ 1 「洪水に関する情報」、「土砂災害に関する情報」の各情報は、対応する警戒レベル・区分に「相当する」情報であるため、実施責任者は各情報を参考に各警戒レベル・区分の発令を判断する。

※ 2 本関係図では、気象庁から提供される土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）と、県から提供される土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

災害時の応急対策活動協力に関する計画図

合志市災害対策本部

総務部

指示・報告

協定書による応急対策活動要請
合志市内において発生した災害復旧
(連絡責任者: 総務課長→事務局長)

応急対策活動が必要と認めるときは、災害対策本部設置以前に要請

総務対策部
安全安心課
(情報の総括指示)

(情報の総括指示)

市民等より
災害の通報

災害情報及び
対策状況の報告
(情報の共有)

指示・報告

要請・調整・報告

土木対策部
産業対策部

都市建設部長
建設業協会長

建設業協会長

都市建設部
産業振興部

市民等より

都市計画課長
建設課長
農政課長

長

災害現場状況 の報告

指示・調整・報告

2名4班以上体制

合志北部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

合志南部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

西合志北部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

西合志南部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

〇〇班の△△より・・・の指示を受け完了した等の報告

各課長の指示により
現場到着後、災害の
状況を十分把握し、補
助及び単独事業等の
判断を的確に行い、協
会現場班に作業内容
の指示を行う。
(現況写真を撮ること)

基本的に、道路においては通行ができる応急措置を目的とする。

合志市建設業協会

事務局 長
(情報の総括指示)

情起の紛枉也云)

指示・調整・報告

都市建設部及び総務部
の要請により現場班配置

```

graph TD
    A[建設業協会] --> B[協会現場班]
    B --> C[健全な現場]
  
```

这个模型

综合题

Downloaded from <http://ajph.org/> on November 10, 2015

1. **Introduction**

© 2011 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 270: 253–261

協会現場各班に、責任者
を協会より選任する

協会員は災害発生を思考するときはお互いに連絡を取るものとする

災害情報

災害応急対策班

現場指示者については、1名は状況判断が適切にできる者とする

合志市電波伝搬調査結果

場所名	カーラジオ	据置型ラジオ	携帯型ラジオ
西合志第一小学校	4	5	3
合生文化会館	3	5	4
西合志中央小学校	3	5	4
野々島防災拠点センター	5	5	4
西合志中学校・西合志体育館	4	5	2
ユウパレス弁天	2	4	3
御代志市民センター	3	4	3
栄体育館	5	5	4
栄市民センター「みどり館」	4	5	4
合志小学校	5	5	5
合志中学校	4	5	5
総合センター「ヴィーブル」	5	5	5
合志南小学校	5	5	5
泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	4	4	4
南ヶ丘小学校	3	5	4
合志楓の森小中学校	5	5	5

場所名	カーラジオ	据置型ラジオ	携帯型ラジオ
保健福祉センター「ふれあい館」	5	5	3
老人憩いの家	5	5	3
黒石体育館	2	3	1
黒石防災拠点センター	4	5	4
西合志南中学校	4	5	4
西合志東小学校	4	5	3
西合志南小学校	3	5	2
妙泉寺体育館	5	4	3
須屋市民センター	3	4	2

評価	受信状態
5	極めて良好に受信できる
4	ほぼ良好に受信できる
3	多少の雑音があるが受信できる
2	受信状況が悪い
1	受信状況がかなり悪い